

第3期 美里町障害者計画  
第5期 美里町障害福祉計画  
第1期 美里町障害児福祉計画

平成30年3月  
宮城県 美里町



## 目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定にあたって	1
2 計画の位置付け・計画期間	2
3 策定体制	3
第2章 障害のある人を取り巻く環境	4
1 美里町の概況	4
2 障害者（児）数の推移	6
3 アンケート調査からみる現状（障害のある人の生活実態と支援ニーズ）	10
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 施策に共通する横断的視点	17
3 計画課題と基本目標	18
第4章 施策体系	22
第5章 第3期障害者計画	23
基本目標1 相互理解と交流のある地域づくり	23
1-1 障害への理解の推進	23
1-2 福祉教育や交流機会の創出	25
1-3 人権・権利擁護等の制度の周知	28
基本目標2 地域で自立を目指せる生活支援の充実	30
2-1 情報提供・相談支援体制の強化	30
2-2 保健・医療体制の充実	33
2-3 障害福祉サービス・生活支援の実施	36
基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現	40
3-1 就労移行支援策の実施	40
3-2 保育・教育環境の充実	43
3-3 スポーツ・文化活動の推進	47

基本目標 4 安全・安心して暮らせる地域づくり .....	48
4-1 暮らしやすい生活基盤の整備 .....	48
4-2 安全・安心な福祉のまちづくり .....	51
第 6 章 第 5 期障害福祉計画 .....	53
1 障害福祉計画について .....	53
2 第 4 期障害福祉計画の進捗 .....	54
3 第 5 期計画における成果目標の設定 .....	57
4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策 .....	60
5 地域生活支援事業サービスの見込み量 .....	72
第 7 章 第 1 期障害児福祉計画 .....	77
1 障害児福祉計画について .....	77
2 第 1 期計画における成果目標の設定 .....	78
3 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策 .....	80
第 8 章 計画の推進 .....	85
1 計画の推進における連携 .....	85
2 計画の進行管理 .....	86
3 計画の普及・啓発 .....	86
資 料 編 .....	87
資料 1 策定経過 .....	87
資料 2 策定委員会 .....	88
資料 3 用語解説 .....	91

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定にあたって

---

今日、障害のある人や家族の意識は確実に変わってきており、“より自分らしく生きたい”、“積極的な生き方をしたい”、といった意識が高まってきており、障害福祉施策に対しても生活の質的な向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障害のある人をめぐる状況を総合的にとらえると、当事者の高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強くあらわれています。

一方、法制度の動向をみると、平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害の有無に関わらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたほか、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されます。

現在、美里町では平成24年3月に「第2期美里町障害者計画（平成24～29年度）」、平成27年3月に「第4期美里町障害福祉計画（平成27～29年度）」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っています。

平成29年度には現行の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、国の指針や県の計画、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、新たに「第3期美里町障害者計画及び第5期美里町障害福祉計画」（以下、「障害者計画」、「障害福祉計画」とします。）を策定するものとします。

なお、児童福祉法の改正に伴い、障害児サービス等の提供を円滑に実施するため、「第1期障害児福祉計画」（以下、「障害児福祉計画」とします。）を新たに策定することとします。

## 2 計画の位置付け・計画期間

### (1) 計画の位置付け

各計画の法定上の位置付けは、次のとおりです。

障害者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）

主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。

障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）

主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。

障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）

主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定めます。

その他

計画の策定にあたっては、上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」や「美里町地域福祉計画」及びその各分野別計画と整合性を図るものとします。

### (2) 計画期間

障害者計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、障害福祉計画、障害児福祉計画は、3年を1期として定め、平成30年度から平成32年度までとします。

なお、法律・制度面で、新たな法整備の動きがあった場合は、国の動向を踏まえながら、柔軟に見直しを行います。

図表 計画期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
第2期美里町障害者計画 (現計画)			第3期美里町障害者計画 (平成30年度～平成35年度) (障害者基本法)					
第4期美里町障害福祉計画 (現計画)			第5期美里町障害福祉計画 (平成30年度～平成32年度) (障害者総合支援法)			} 数値目標とサービス等の見込み量		
			第1期美里町障害児福祉計画 (平成30年度～平成32年度) (児童福祉法)					

### ( 3 ) 障害者の範囲

本計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

また、高次脳機能障害や難病により同様な状態にある人も対象とします。

## 3 策定体制

---

### ( 1 ) アンケート調査による障害者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）等）を対象に「第3期障害者計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

### ( 2 ) ヒアリングシートによるサービス提供事業所等の意向把握

計画策定の基礎資料として、サービス提供事業所等を中心に、「ヒアリング調査」を実施しました。

### ( 3 ) 策定委員会による審議

本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「美里町障害者計画等策定委員会（以下、「策定委員会」とします。）」において、計4回、審議を行いました。

## 第2章 障害のある人を取り巻く環境

### 1 美里町の概況

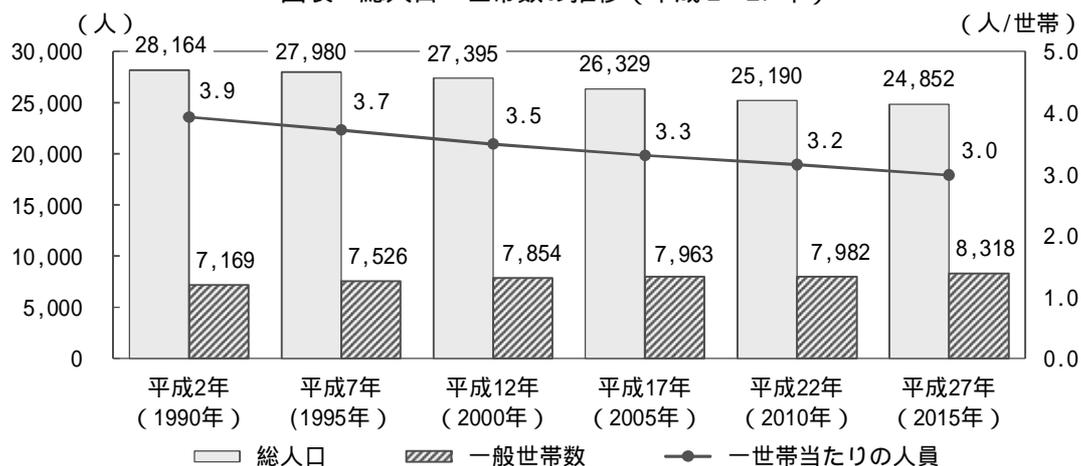
#### (1) 人口・世帯

平成2年以降の国勢調査における本町の総人口の推移は減少傾向にあります。

平成27年では24,852人となっており、平成17年からの10年間で、1,477人減少しています。

一方、一般世帯数は、平成27年で8,318世帯と増加の傾向にありますが、1世帯当たりの人員は、3.0人と減少しており、核家族化、小家族化が進行していることがうかがえます。

図表 総人口・世帯数の推移（平成2～27年）



(単位：人・世帯)

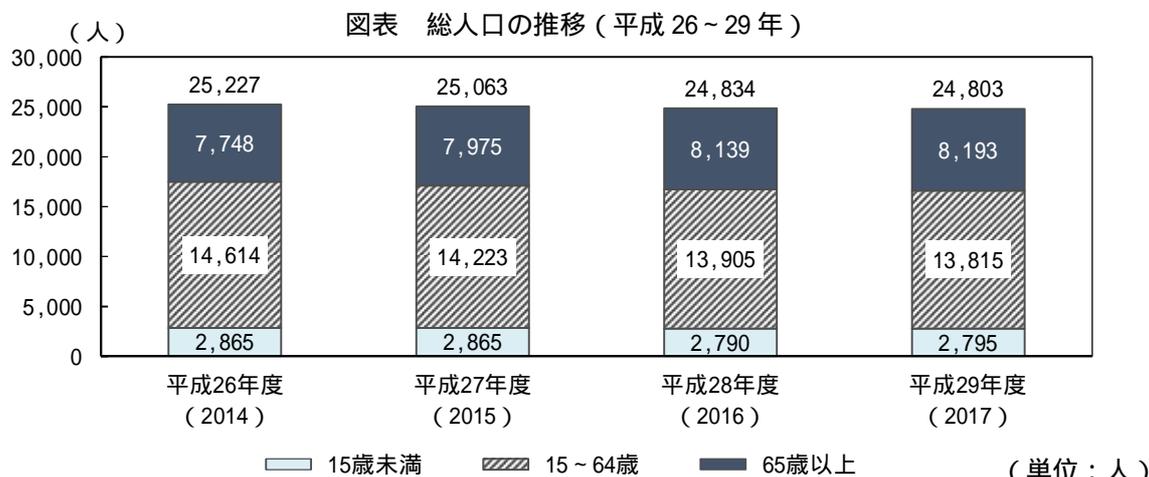
区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	28,164	27,980	27,395	26,329	25,190	24,852
3 区 分 別	年少人口 (15歳未満)	5,471	4,512	3,744	3,258	2,922
	生産年齢人口 (15～64歳)	18,425	18,018	17,291	16,190	14,968
	老年人口 (65歳以上)	4,251	5,450	6,360	6,881	7,228
一般世帯数	7,169	7,526	7,854	7,963	7,982	8,318
一世帯当たり人員	3.9	3.7	3.5	3.3	3.2	3.0

総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっていますので合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

## (2) 住民基本台帳による人口構造（年齢3区分）

直近の人口推移として、平成26年以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移をみると、平成26年度からの4年間で424人減少し、平成29年では24,803人となっています。



区 分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	
総人口	25,227	25,063	24,834	24,803	
3区分別	年少人口 (15歳未満)	2,865	2,865	2,790	2,795
	生産年齢人口 (15～64歳)	14,614	14,223	13,905	13,815
	老年人口 (65歳以上)	7,748	7,975	8,139	8,193
高齢化率	30.7	31.8	32.8	33.0	

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (3) 産業構造

国勢調査による本町の産業構造は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした産業構造となっており、平成27年の就業者は12,192人となっています。

産業別就業人口は次のとおりであり、第1次産業は減少推移となっていますが、第2次・第3次産業は平成27年に増加しています。

図表 産業構造（平成2～27年）

(単位：人)

区 分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	14,066	13,958	13,560	12,721	11,666	12,192
産 業 別	第1次産業	3,184	2,392	1,783	1,440	1,384
	第2次産業	4,098	4,163	4,160	3,412	3,258
	第3次産業	6,778	7,389	7,608	7,502	7,528
	分類不能	6	14	9	63	65

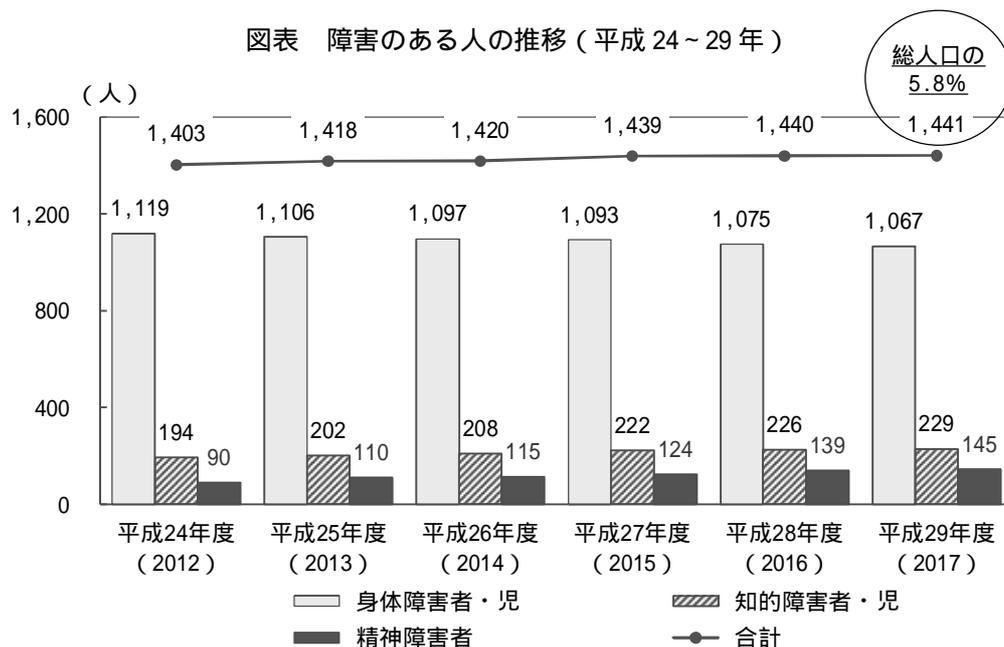
資料：国勢調査

## 2 障害者（児）数の推移

### （1）障害手帳所持者数

本町の障害者（児）数の状況を、平成24年以降（各年3月末日現在）の手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者を除き、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加しており、平成29年は1,441人（重複含む）の方が障害者手帳の交付を受けています。

また、住民基本台帳の総人口に占める障害手帳所持者の割合は5.8%となっています。



	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
合 計	1,403	1,418	1,420	1,439	1,440	1,441
身体障害者・児	1,119	1,106	1,097	1,093	1,075	1,067
知的障害者・児	194	202	208	222	226	229
精神障害者・児	90	110	115	124	139	145

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

## (2) 身体障害のある人

本町における身体障害者手帳所持者数は減少しており、平成29年3月末現在の手帳所持者数は1,067人で、本町の障害のある人の概ね7割(74.0%)を占め、ほとんどが18歳以上となっています。

手帳の等級別では「1級」が最も多く、平成29年の所持者数は348人、障害の種類別では、肢体不自由が586人で身体障害のある人全体の5割(54.9%)を占めています。

図表 身体障害のある人の推移(平成26~29年)

(単位:人・%)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
身体障害者・児	1,097	1,093	1,075	1,067
18歳未満	13	12	15	14
18歳以上	1,084	1,081	1,060	1,053
障害者数全体に占める割合	77.3	76.0	74.7	74.0

図表 手帳の等級の推移(平成26~29年)

(単位:人)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
1級	348	344	343	348
2級	194	189	174	172
3級	166	157	152	144
4級	263	271	268	268
5級	78	85	90	88
6級	48	47	48	47

図表 障害の種類別の推移(平成26~29年)

(単位:人)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
視覚障害	80	80	78	71
聴覚障害	92	85	85	84
平衡機能	1	1	1	1
音声言語	13	11	11	10
肢体不自由	599	603	584	586
心臓機能	171	171	177	171
じん臓機能	75	76	72	76
呼吸器機能	22	18	17	17
直腸機能	43	45	46	47
小腸機能	0	1	1	1
免疫機能	1	1	1	1
肝臓機能	0	1	2	2

資料:健康福祉課(各年3月末現在)

### ( 3 ) 知的障害のある人

本町における療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末日現在の手帳所持者数は 229 人で、本町の障害のある人の概ね 2 割 ( 15.9% ) を占めています。

また、平成 29 年の知的障害における年齢別の状況では、18 歳未満は 42 人、18 歳以上は 187 人となっています。

障害程度別にみると、平成 29 年の判定別では、重度である A 判定が 82 人、B 判定が 147 人となっており、A 判定は横ばい、B 判定は増加推移となっています。

図表 知的障害のある人の推移 (平成 26 ~ 29 年)

( 単位 : 人・% )

	平成 26 年 ( 2014 )	平成 27 年 ( 2015 )	平成 28 年 ( 2016 )	平成 29 年 ( 2017 )
知的障害者・児	208	222	226	229
18 歳未満	45	48	42	42
18 歳以上	163	174	184	187
障害者数全体に占める割合	14.6	15.4	15.7	15.9

図表 判定別の推移 (平成 26 ~ 29 年)

( 単位 : 人 )

	平成 26 年 ( 2014 )	平成 27 年 ( 2015 )	平成 28 年 ( 2016 )	平成 29 年 ( 2017 )
A	82	81	81	82
B	126	141	145	147

資料 : 健康福祉課 ( 各年 3 月末現在 )

#### (4) 精神障害のある人

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末日現在の手帳所持者数は 145 人で、本町の障害のある人の概ね 1 割 (10.1%) を占めています。

手帳の等級別にみると、各年ともに 2 級が最も多く、平成 29 年では、88 人となっています。

図表 精神障害のある人の推移 (平成 26~29 年)

(単位:人・%)

	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
精神障害者・児	115	124	139	145
障害者数全体に占める割合	8.1	8.6	9.7	10.1

図表 判定別の推移 (平成 26~29 年)

(単位:人)

	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
1 級	16	20	21	21
2 級	75	74	85	88
3 級	24	30	33	36

資料:健康福祉課(各年3月末現在)

また、本町における自立支援医療(精神通院医療)認定者数についても年々増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末日現在は 335 人となっています。

図表 自立支援医療(精神通院医療)認定者数の推移(平成 26~29 年)

(単位:人)

	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
精神通院医療対象者	311	322	331	335

資料:健康福祉課(各年3月末現在)

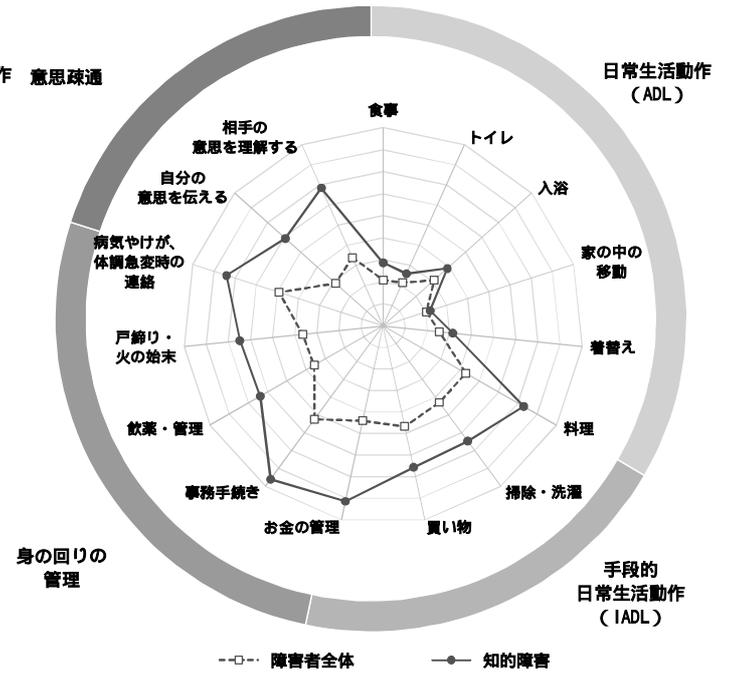
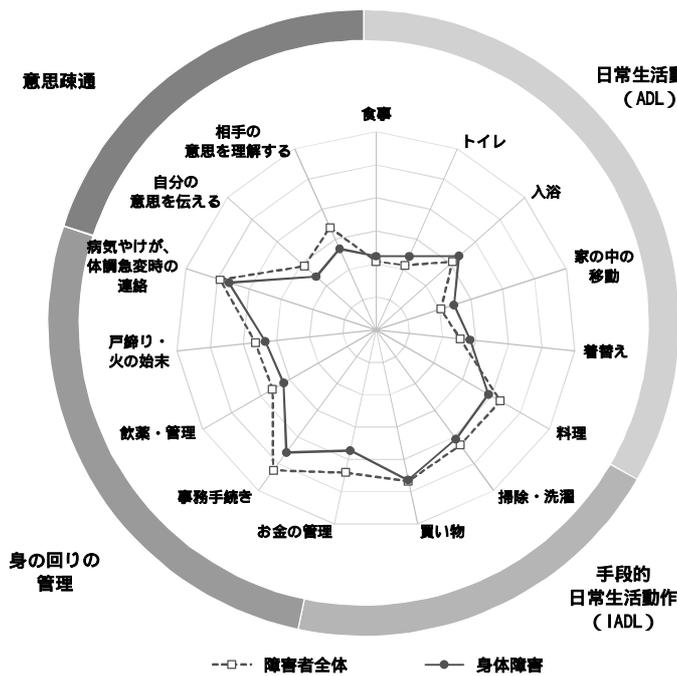
### 3 アンケート調査からみる現状（障害のある人の生活実態と支援ニーズ）

#### （1）支援の必要なときについて

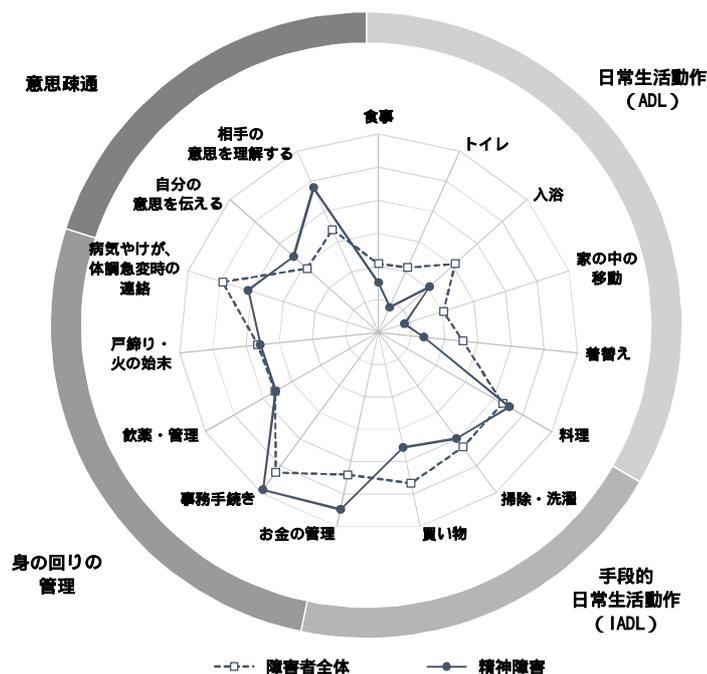
身体・知的・精神の各障害に共通して『身の回りの管理』に関する支援への意向が高いほか、知的障害のある人では『手段的日常生活動作（IADL）』と『意思疎通』、精神障害のある人では『意思疎通』について、支援への意向が高くなっています。

図表 身体障害のある人

図表 知的障害のある人



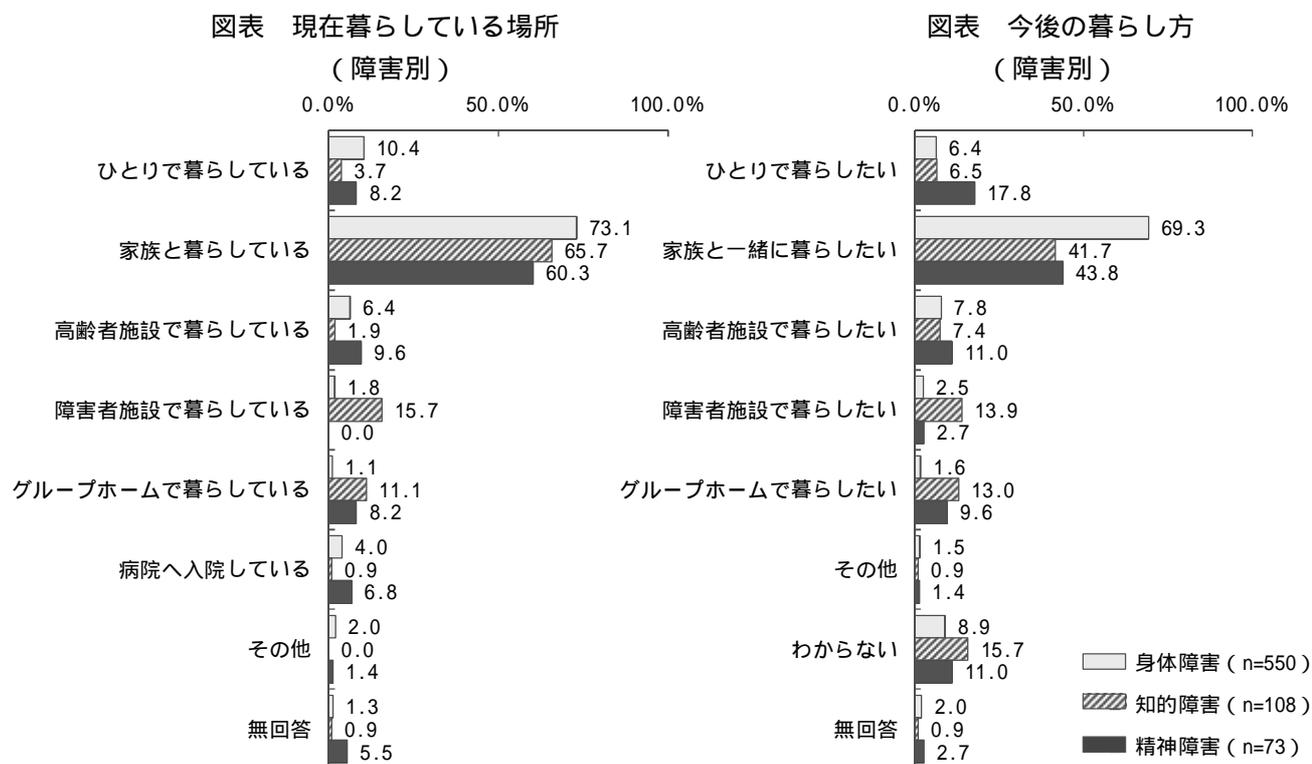
図表 精神障害のある人



## (2) 現在の暮らしの場と今後の生活の場

身体・知的・精神障害別に現在の暮らしの場と今後の生活の場をみると、現在、今後の暮らしともに“家族”との暮らしが最も多くなっています。

また、精神障害のある人では、今後の暮らし方として“ひとり暮らし”を望む意向が2割を占めています。

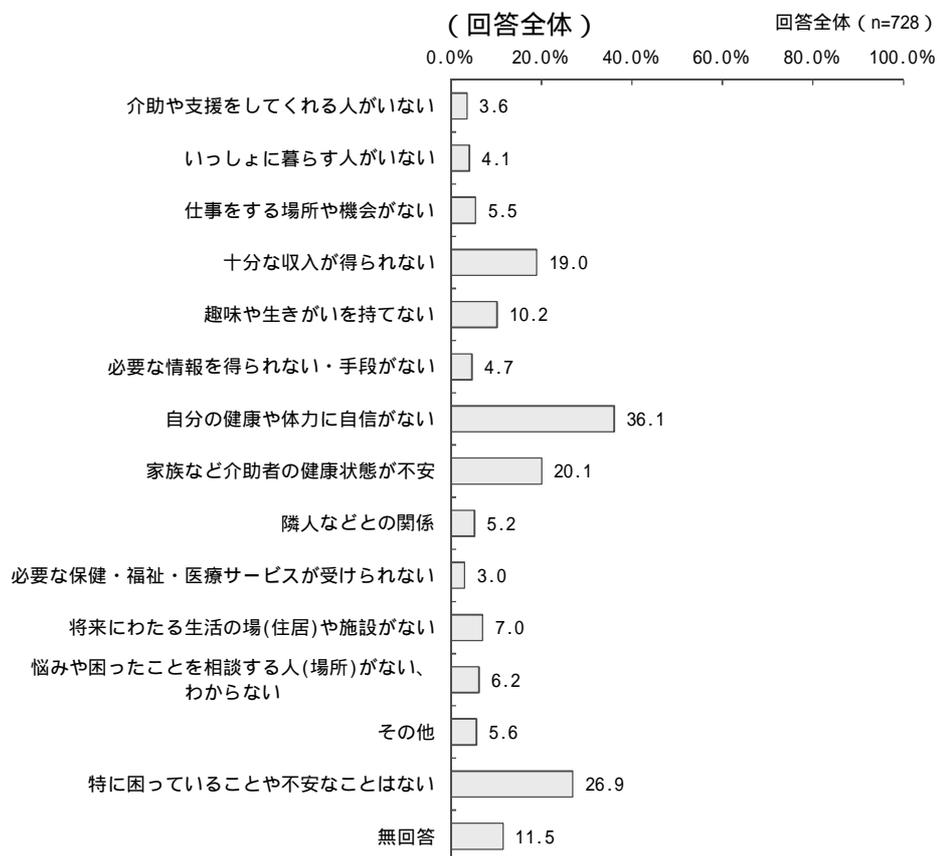


### (3) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることでは、各障害ともに自身や家族の健康、将来の居場所、経済的なことを上位に挙げています。

精神障害のある人では、「趣味や生きがいを持ってない」ことを挙げています。

図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること



(障害別：上位3項目)

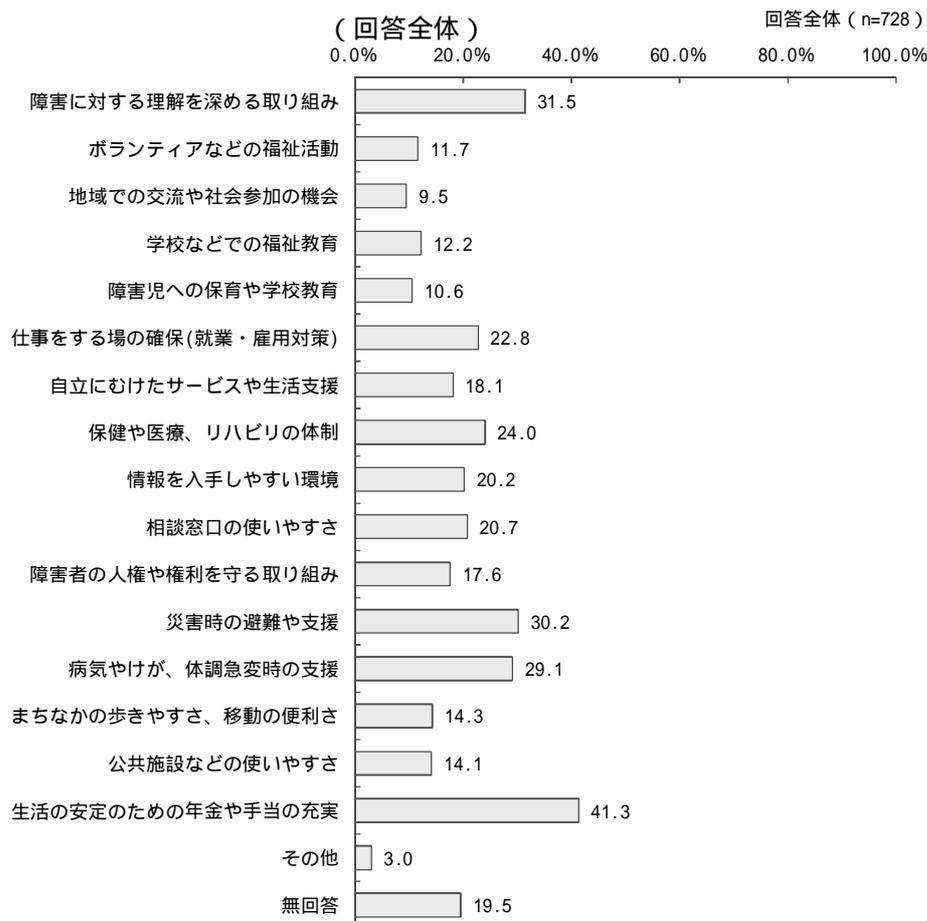
	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=550)	自分の健康や体力に自信がない 39.6%	家族など介助者の健康状態が不安 21.5%	十分な収入が得られない 18.0%
知的障害 (n=108)	将来にわたる生活の場(住居)や施設がない 20.4%	家族など介助者の健康状態が不安 17.6%	自分の健康や体力に自信がない 16.7%
精神障害 (n=73)	自分の健康や体力に自信がない 37.0%	十分な収入が得られない 31.5%	趣味や生きがいを持ってない 24.7%
発達障害 (n=47)	自分の健康や体力に自信がない 25.5%	家族など介助者の健康状態が不安 23.4%	将来にわたる生活の場(住居)や施設がない 23.4%
高次脳機能障害 (n=23)	自分の健康や体力に自信がない 43.5%	家族など介助者の健康状態が不安 34.8%	趣味や生きがいを持ってない 30.4%

#### (4) 特に力を入れてほしい取り組み

特に力を入れてほしい取り組みとして、身体・知的・精神障害のある人は「生活の安定のための年金や手当の充実」を最上位に挙げています。

また、発達障害のある人は、「障害に対する理解を深める取り組み」、高次脳機能障害のある人は、「保健や医療、リハビリの体制」をそれぞれ最上位に挙げています。

図表 特に力を入れてほしい取り組み



(障害別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=550)	生活の安定のための年金や手当の充実 41.5%	災害時の避難や支援 30.5%	病気やけが、体調急変時の支援 29.3%
知的障害 (n=108)	生活の安定のための年金や手当の充実 41.7%	障害に対する理解を深める取り組み 38.0%	自立に向けたサービスや生活支援 37.0%
精神障害 (n=73)	生活の安定のための年金や手当の充実 43.8%	障害に対する理解を深める取り組み 39.7%	仕事をする場の確保(就業・雇用対策) 38.4%
発達障害 (n=47)	障害に対する理解を深める取り組み 55.3%	自立に向けたサービスや生活支援 48.9%	生活の安定のための年金や手当の充実 46.8%
高次脳機能障害 (n=23)	保健や医療、リハビリの体制 47.8%	災害時の避難や支援 43.5%	生活の安定のための年金や手当の充実 39.1%

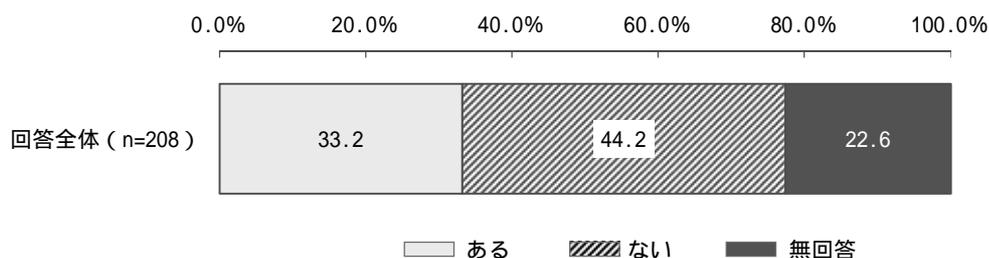
## (5) 介護や介助について

介護者の状況では、介護や介助をするうえで、負担に思うことが「ある」と回答した割合は3割を占めています。

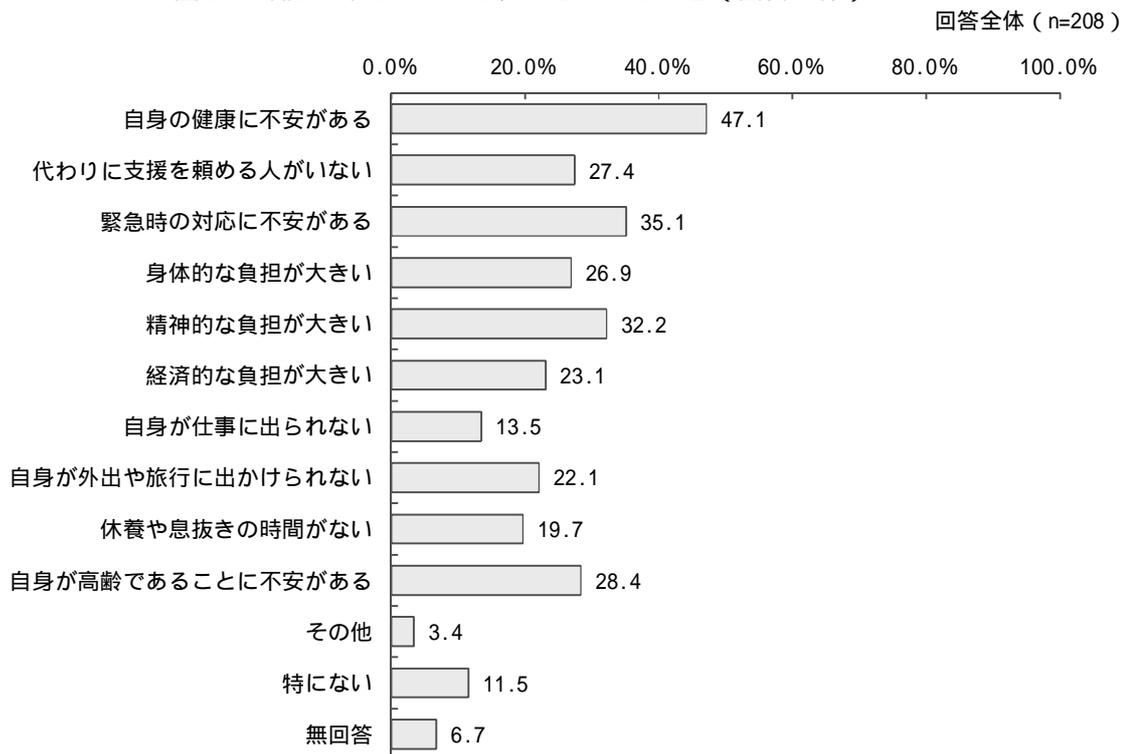
また、介護や介助について、感じていることでは、介護者自身の健康や緊急時の対応、精神的な負担感を上位に挙げています。

その他、介護者自身が高齢であることを不安として挙げる割合が3割を占めています。

図表 介護や介助をするうえで、負担に思うこと（回答全体）



図表 介護や介助について、感じていること（回答全体）

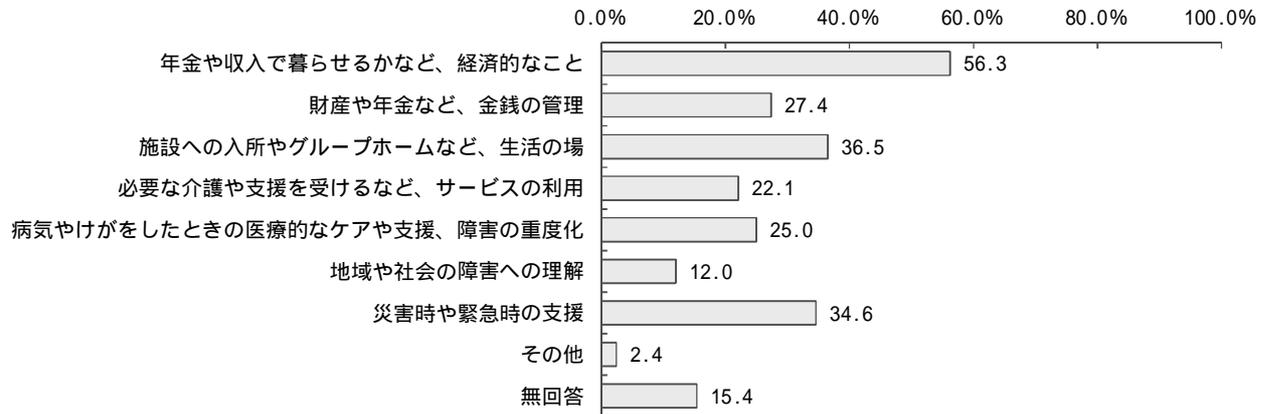


## (6) 親亡き後の支援について

家族や親亡き後の将来について不安に思うこととして、「年金や収入で暮らせるかなど、経済的なこと」、「施設への入所やグループホームなど、生活の場」、「災害時や緊急時の支援」が上位に挙がっています。

図表 親亡き後の支援について（回答全体）

(n=208)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

---

障害のある人も、ない人も  
一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害について  
理解や配慮の促進

住民、町、関係団体、  
サービス提供事業所等  
による連携、協働

ライフステージを  
通じた支援の構築

本町では、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域生活支援の充実」・「暮らしやすい環境づくりの推進」・「自立支援と社会参加の促進」を基本目標とした障害福祉施策に取り組んできました。

障害のある人がこれからも地域で暮らしていくためには、引き続き、障害のある人が抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

そのため、本計画においても基本理念「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を継承し、より一層発展させていくこととします。

一方で、障害のある人の生活課題やニーズが多様化するなかで、様々な課題に取り組み、障害のある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援のみではなく、地域全体で支援していくことも必要になってきます。

そのため、障害について理解や配慮を促進するとともに、障害のある人を含めた本町に暮らす住民、行政、関係団体、サービス提供事業所等が連携、協働し、障害者の高齢化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の形成に向けた障害福祉施策に取り組みます。

## 2 施策に共通する横断的視点

---

基本理念「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を実現するため、各施策に共通する横断的視点を次のとおり整理します。

### (1) 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が、自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、スポーツ、文化活動等、多様な社会活動の場が必要不可欠です。

そのため、障害に対する理解や配慮が促進されるよう取り組みます。また、あらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害への理解と啓発が求められます。

### (2) 住民、町、関係団体、サービス提供事業所等による連携、協働

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮し、誰もが地域で自分らしい暮らしができるよう、共生社会の実現を目指します。

そのため、様々な分野で住民、町、関係団体、サービス提供事業所等が連携・協働して、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる仕組みが求められます。

### (3) ライフステージを通じた支援の構築

障害福祉施策は、多くの分野にまたがり、ニーズも様々であるため、親亡き後を含めて必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい暮らしを送り、社会参加を実現するうえで大切な基盤となります。

そのため、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備が求められます。

### 3 計画課題と基本目標

障害のある人の暮らしを取り巻く現状や生活意識、さらには障害福祉施策における制度の変化を踏まえ、計画策定にあたっての計画課題、基本目標を次のとおりあらわします。

#### 計画課題 1：地域でともに暮らしていくために

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、一人ひとりが持つ能力や個性を発揮する共生社会を実現するためには、様々な場面で求められる「障害への理解」と地域の協力が欠かせません。

また、理解を促進するためには、幼児期からの福祉教育・交流教育が望まれます。

#### [ 計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策） ]

様々な障害特性について、正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、関係団体等とも協力し、地域でふれあう機会づくりに取り組み、理解と交流のある地域社会づくりを進めます。

また、生活の様々な機会で、権利を侵害されることのないよう、人権や権利擁護の制度の周知を図ります。

#### 基本目標：相互理解と交流のある地域づくり

- 1-1：障害への理解の推進
- 1-2：福祉教育や交流機会の創出
- 1-3：人権・権利擁護等の制度の周知

#### [ 計画課題の対象と行動目標 ]

対 象	行 動 目 標
障害のある人	地域社会への積極的な参加・交流
地域・関係団体	障害特性を理解し、地域での支え合い 住民への啓発協力・地域交流機会の支援
町・関係機関	障害への理解を促す福祉施策の推進

## 計画課題 2 : 健やかに暮らし、必要な生活支援が得られるために

アンケート調査からも障害のある人の多くは、ふだんの暮らしの中で、「自らの健康」について不安を抱えています。自分らしい暮らしを選択、実現していくためには、健康診断等によって継続的に健康状態を確認できる体制を周知し、健やかに暮らすことのできる保健・医療体制が必要です。

また、障害のある人が必要な支援を受けられるよう、利用者のニーズに合ったサービスの質・量の確保が必要です。

こうした障害のある人の状態の変化や成長に応じた環境の変化にきめ細かく対応する相談支援は、障害のある人が地域で暮らす支援の要であり、相談支援を通じて適切な支援につなげていくことが重要となります。

### [ 計画課題を解決するための方向性 ( 基本目標・施策 ) ]

地域で健康状態の確認や障害・難病等を早期発見できる保健体制を整備・周知するとともに、万が一のときの医療体制については、広域との連携を図り、医療体制を整え、医療機関への移動手段に対する支援や確保を図る必要があります。

一方、生活支援に関しては必要な支援がもれなく受けられることが重要であるため、まずは生活支援に関する内容等について周知を図る必要があります。

また、障害福祉サービスについては、事業所と協力しながらサービスの質・量の確保に努めるとともに、本町で行う地域生活支援事業についても、事業の周知・サービスの円滑な提供に努めます。

#### 基本目標：地域で自立を目指せる生活支援の充実

2 - 1 : 情報提供・相談支援体制の強化

2 - 2 : 保健・医療体制の充実

2 - 3 : 障害福祉サービス・生活支援の実施

### [ 計画課題の対象と行動目標 ]

対 象	行 動 目 標
障害のある人	相談しながら自らの必要なサービスを選択
サービス提供事業所	必要な支援の提供
町・関係機関	障害のある人の自己選択・決定の支援 安定した事業量の確保 地域生活支援事業の提供 医療体制の確保

### 計画課題3：学ぶ・働く・参加するを実現するために

障害のある人が、自立した暮らしを実現するためには、社会参加、とりわけ「働くこと」が重要であり、働きたいと思っている人が多様な手段によって就労・雇用を実現できる支援が必要です。

また、子ども達が様々な選択ができるよう成長や教育の過程においても関係機関が相互に連携した支援体制の検討が求められます。

#### [ 計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策） ]

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲を持ち、社会への参画を果たし、自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう努めます。また、それらの実現に向けて必要な支援の行える体制づくりに取り組みます。

基本目標：自分らしさを広げる社会参加の実現

- 3-1：就労移行支援策の実施
- 3-2：保育・教育環境の充実
- 3-3：スポーツ・文化活動の推進

#### [ 計画課題の対象と行動目標 ]

対 象	行 動 目 標
障害のある人	自分らしい生き方、暮らし方の選択
地域・関係団体	様々な場面での支え合い 障害への理解・配慮
職場・学校	成長に応じた教育 職場・学校での受け入れ環境の整備 障害への理解・配慮
町・関係機関	教育・雇用環境の整備 障害への理解・配慮

## 計画課題4：障害の有無に関わらず安全・安心に暮らすために

障害のある人が地域で「暮らしやすさ」を実感するためには、地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していくことが重要です。

また、今後、暮らしの場を地域へ移行させていくなかで、障害福祉施策では、より総合的に地域住民との協働による取り組みを進めながら、継続的な支援を展開していく必要があります。

### [ 計画課題を解決するための方向性（基本目標・施策） ]

福祉のまちづくりを進めるため、まちづくりに伴う社会基盤等の整備・計画の際に、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を導入するよう働きかけるなど、地域に障害のある人にとって安心・安全な環境づくりを目指し、暮らしやすい地域への移行を図ります。

その他、災害や万が一の緊急時に備えた支援体制づくりに努めます。

基本目標：安全・安心して暮らせる地域づくり

4-1：暮らしやすい生活基盤の整備

4-2：安全・安心な福祉のまちづくり

### [ 計画課題の対象と行動目標 ]

対 象	行 動 目 標
障害のある人	地域でともに暮らす
地域・関係団体	障害を理解し、まちなかでの支え合い (日常及び災害時等の支援) 障害のある人の地域生活を支援
町・関係機関	暮らしやすい地域づくり・生活基盤の整備

## 第4章 施策体系

前章を踏まえた本町の障害福祉施策体系は次のとおりです。

### 基本理念

**障害のある人も、ない人も  
一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり**

### 横断的視点

障害に対する理解や配慮の促進

住民、町、関係団体、サービス提供事業所等による連携、協働  
ライフステージを通じた支援の構築

### 施策体系

#### 基本目標1 相互理解と交流のある地域づくり

- 1-1：障害への理解の推進
- 1-2：福祉教育や交流機会の創出
- 1-3：人権・権利擁護等の制度の周知

#### 基本目標2 地域で自立を目指せる生活支援の充実

- 2-1：情報提供・相談支援体制の強化
- 2-2：保健・医療体制の充実
- 2-3：障害福祉サービス・生活支援の実施

#### 基本目標3 自分らしさを広げる社会参加の実現

- 3-1：就労移行支援策の実施
- 3-2：保育・教育環境の充実
- 3-3：スポーツ・文化活動の推進

#### 基本目標4 安全・安心して暮らせる地域づくり

- 4-1：暮らしやすい生活基盤の整備
- 4-2：安全・安心な福祉のまちづくり

## 第5章 第3期障害者計画

### 基本目標 1 相互理解と交流のある地域づくり

#### 1-1 障害への理解の推進

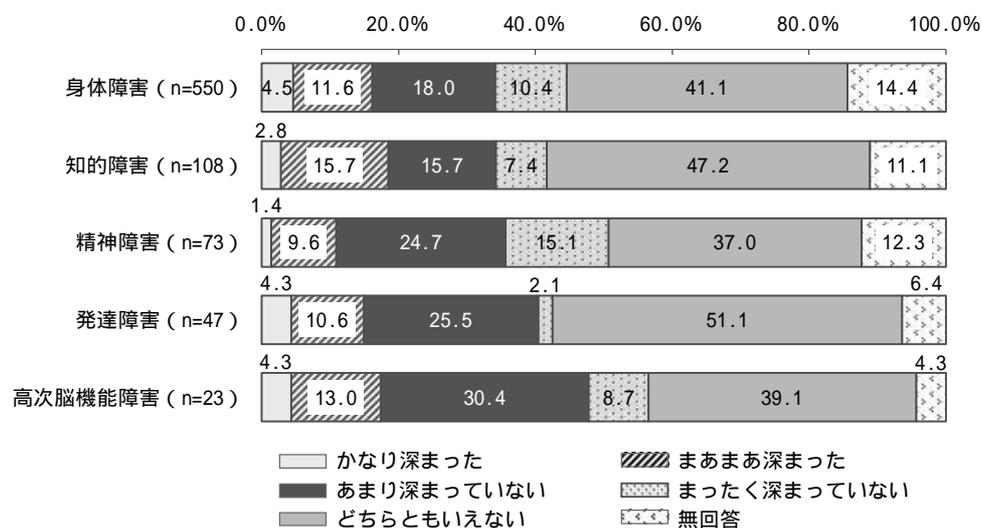
##### 施策を取り巻く環境

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、住民一人ひとりが障害や疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があり、障害への理解は浸透しつつあるものの、様々な場面で差別や偏見も見受けられます。

さらに、窓口における対応など、合理的配慮に向けて、今後さらなる町職員の障害への理解促進に向けた取り組みを継続的に推進していく必要があります。

アンケート調査では、障害への理解が「かなり深まった」、「まあまあ深まった」と回答した割合は、1~2割となっています。特に、精神障害のある人の割合が低くなっており、さらなる取り組みが求められています。

図表 障害への理解



資料：アンケート調査

##### 施策での取り組み

##### (実施方針)

すべての住民が人権と障害についての理解を深めるとともに、権利の侵害や差別をなくし、地域の一員としてともに支え合う地域づくりに取り組みます。

( 推進する施策 )

1-1-1 : 広報・啓発活動

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

障害への理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報紙や町のホームページ、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進します。

1-1-2 : 「障害者の日」等の啓発

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

「障害者の日」(12月9日)、「障害者週間」(12月3~9日)、「人権週間」(12月4~10日)、「障害者雇用促進月間」(9月)、「精神保健福祉普及運動」(10月または11月の1週間)における各種行事などへの参加者の拡大に努め、すべての住民の人権と障害に対する理解と認識を深めます。

1-1-3 : 町職員の意識向上

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美里町職員対応要領」に基づき、各課と連携をとりながら、すべての職員が障害に対する理解をより一層深めるため、関係機関が行う研修会に積極的に参加し、職員の意識向上を図ります。

## 1-2 福祉教育や交流機会の創出

### 施策を取り巻く環境

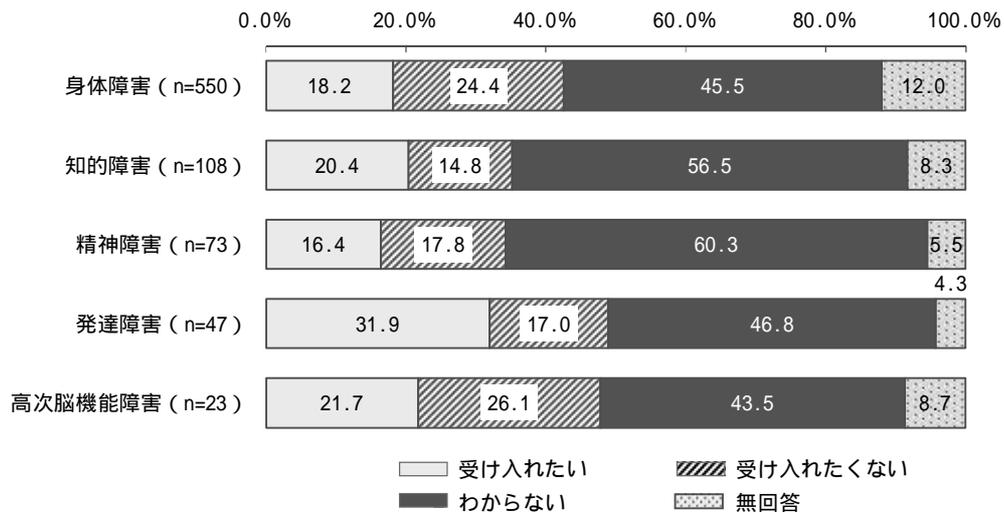
障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、地域福祉の充実を図り、近隣同士のつながりの輪を充実していくことも必要です。

社会福祉協議会では、地域福祉の担い手となるボランティアの人材育成や個人・団体ボランティアの活動などの支援を行っています。今後も、地域の人たちが見守り、支え合い、助け合うために、各地区社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成、活動を支援していく必要があります。

アンケート調査では、支援の受け入れについて、「受け入れたい」が発達障害のある人では3割を占めるものの、その他の障害のある人では2割程度となっているなど、支援が必要な側にもちょっとした「垣根」が存在することが垣間見えます。

こうした垣根を取り除き、お互いをつなぐ仕組みを構築していくことが、日常的な交流の創出、共生社会の実現に近づく具体的な方法の1つといえます。

図表 ボランティアによる日常の援助などを受け入れ



資料：アンケート調査

### 施策での取り組み

#### (実施方針)

障害のある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たすことを目指します。

地域や広域で活動する障害者団体（当事者団体）の自主活動・育成を支援し、地域での活動や交流機会につながるよう取り組みます。

社会福祉協議会やボランティア活動を行う団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア養成、活動支援を推進します。

(推進する施策)

#### 1-2-1： 福祉教育の充実

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

生涯学習事業の出前講座、社会福祉協議会が行う学校でのキャップハンディ体験学習や福祉体験学習などを実施し、幅広い世代に向けて福祉の意識を育みます。

保育所、幼稚園、学校等における福祉教育

障害の有無に関わらず地域でともに暮らすようにするためには、幼児期からの福祉教育が望まれます。

保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、人権尊重の精神に基づき、福祉のこころを育て、福祉を实践する力や豊かな人間形成を図るための福祉教育を推進します。

イベントや生涯学習機会による福祉教育

各種社会教育の講座等において、障害への理解につながるテーマをとり上げて、住民に対して啓発を推進します。

#### 1-2-2： 障害者の地域活動への参加促進

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

障害者ニーズを踏まえながら、町内会や障害者団体などと連携して、イベント、生涯学習、スポーツ・レクリエーション等、障害のある人が参加する多様な機会の創出、運営に取り組みます。

#### 1-2-3： 多様な交流機会の創出

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

世代間交流、特別支援学級、特別支援学校との交流等、多様な交流を実施することにより、障害のある人の社会性を育み、住民には、障害への理解が深まるよう、相互交流の機会を創出します。

#### 1-2-4： 障害者団体（当事者団体）及び家族の会への支援

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人や家族の加入の促進、障害種別を越えた交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、こうした機会を通じて、障害のある人同士の交流を活性化し、解決できなかった悩みなどを解消できる機会となるような場の提供や情報の共有に努めます。

#### 1-2-5：地域福祉の推進

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人が、住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、社会福祉協議会と連携して「地域福祉の意識」の醸成や住民による支援活動の活性化に努めます。

#### 1-2-6：ボランティア活動の推進

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

社会福祉協議会が行うボランティア養成講座を支援し、住民のボランティア活動に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動の場を提供します。



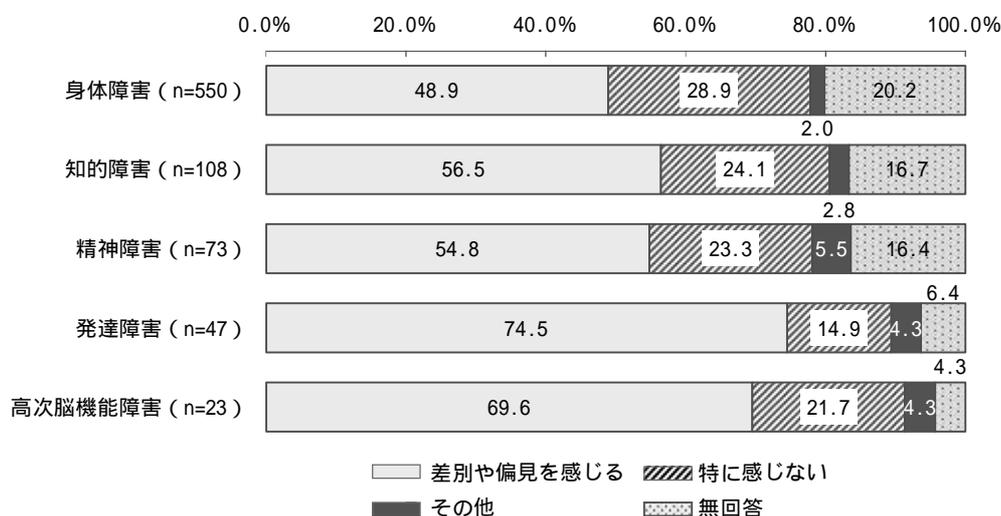
### 1-3 人権・権利擁護等の制度の周知

#### 施策を取り巻く環境

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されたことを受け、すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、本町においても、不当な差別的取扱いの禁止と障害のある人に対する社会的障壁の除去について、合理的配慮を行うよう進めています。

アンケート調査では、障害への「差別や偏見を感じる」と回答した割合が、各障害で 5~7 割を占めるなど、引き続き、様々な場面で障害特性に応じた差別解消に取り組んでいく必要があることがうかがえます。

図表 障害への差別や偏見について（障害別）



資料：アンケート調査

#### 施策での取り組み

##### （実施方針）

判断能力が不十分であっても、障害のある人が、必要な福祉サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護に関する事業を推進し、日常生活自立支援事業や親亡き後の対応として成年後見制度の利用促進を図ります。

障害者虐待防止法の趣旨及び内容について周知を図るとともに、障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行います。

## ( 推進する施策 )

### 1-3-1：権利擁護制度の周知

---

#### [ 施策・事業の実施概要 ]

判断能力が不十分な障害のある人の権利と財産を守るために、本人、家族、住民、関係機関に対する広報や相談支援を通じて、自己選択や決定を保障する意義、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及を図ります。

#### 成年後見制度

民法に基づき、判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。

#### 日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

### 1-3-2：虐待防止対策の推進

---

#### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、障害者虐待防止センターを中心に保護者や施設からの通報義務の周知を図ります。

また、一時保護の措置を講じるなど障害のある人に対する虐待の防止、早期発見の体制づくりを進めます。

## 基本目標 2 地域で自立を目指せる生活支援の充実

### 2-1 情報提供・相談支援体制の強化

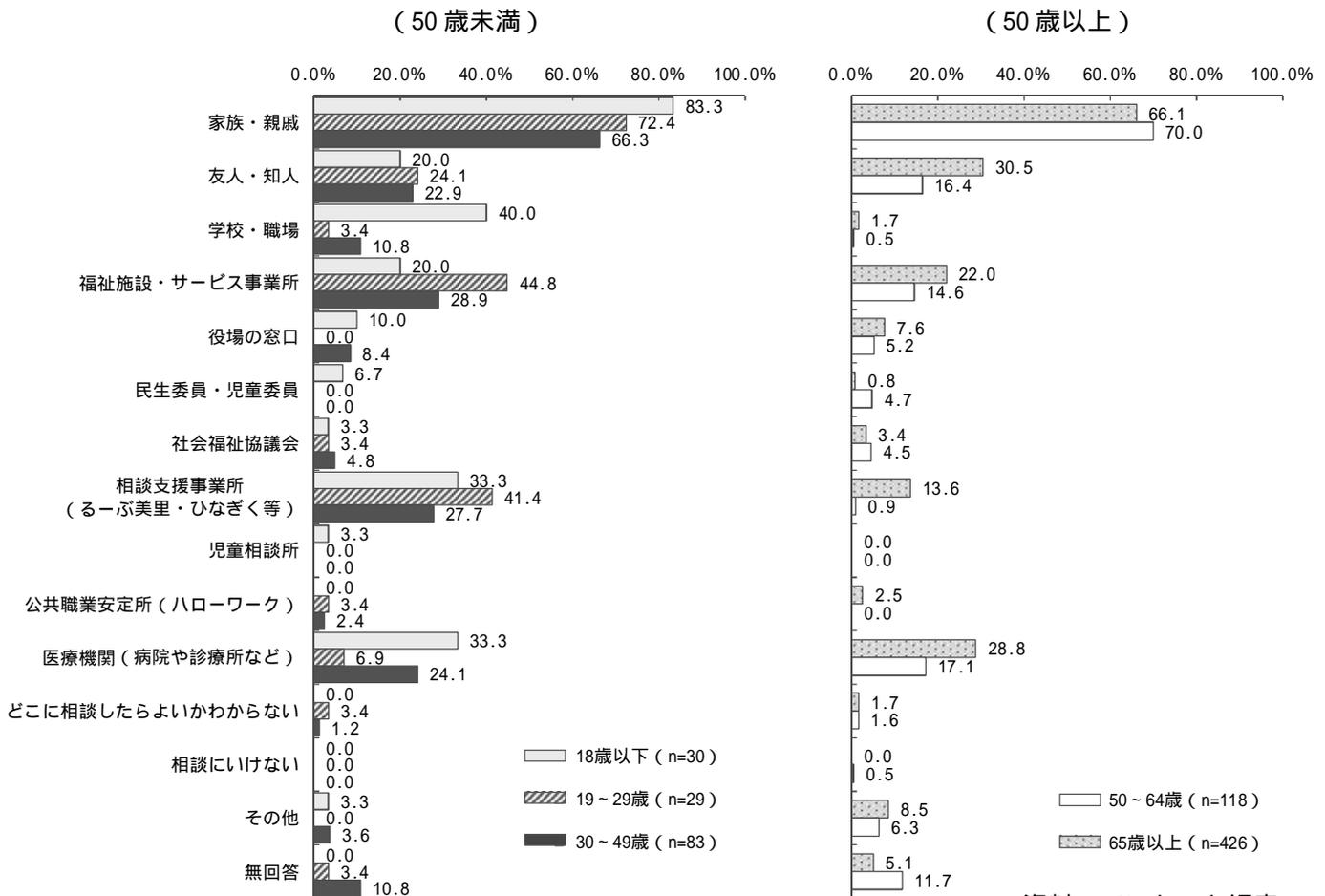
#### 施策を取り巻く環境

障害のある人が住み慣れた地域で自立した暮らしを行うためには、十分な意思疎通の手段の確保と情報提供を行うことや、障害の状況や特性に応じて、一人ひとりが持っている個性や能力を最大限に伸ばすための様々な支援が必要であり、こうした支援につなぐための相談支援は、今後ますます重要となっています。

現在、町内では2か所で相談支援事業が行われており、近年は相談内容が多岐にわたるほか、問題も複雑化・長期化している状況にあり、引き続き、支援の充実が求められています。

悩み事を相談する相手を年齢別にみると、年齢に関わらず「家族・親戚」が身近な相談相手であることがわかります。また、50歳未満では、「相談支援事業所」、「福祉施設・サービス提供事業所」、「医療機関」が各年齢層で高くなっているほか、18歳以下では「学校」が相談相手となっていることがわかります。

図表 悩み事を相談する相手（年齢別）



資料：アンケート調査

## 施策での取り組み

### (実施方針)

障害のある人の状態の変化や、おかれている環境の変化にきめ細かく対応できる相談支援体制は、障害のある人が地域で安心して暮らす支援の要として、状況に応じた適切な支援につなげていくよう取り組みます。

本町にある様々な相談機関が、相互に障害のある人一人ひとりの状況を共有し、その人の生活全般を見据えた支援につながるよう、相談支援体制の強化を図ります。

各相談機関に寄せられる相談内容について、地域自立支援協議会を活用し、関係機関とも連携を図りながら、障害のある人の様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

### (推進する施策)

#### 2-1-1： 相談支援の機能の強化

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

社会福祉法人や健康福祉課の窓口のほか、児童相談所、社会福祉協議会、医療機関、特別支援学校をはじめとした教育機関、保育所などライフステージに応じた様々な相談機関が障害のある人一人ひとりの状況を共有し、その人の生活全般を見据えた支援につながるよう情報共有体制の構築等、相談支援の機能強化を図ります。

(主な事業)： 障害者相談支援事業

#### 2-1-2： 地域自立支援協議会の機能強化

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

地域自立支援協議会を活用し、地域課題を共有するとともに、協議会を中心とした関係機関・関係団体とネットワークを構築し、個別の課題の積み重ねから浮かび上がった地域課題を検討し、課題解決を図ります。

#### 2-1-3： 情報提供体制の充実

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人が、様々な情報を得ることができるよう、障害による情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除きます。また、自立生活、社会参加を推進するための情報提供の充実を図ります。

そのほか、社会福祉協議会が発行する「声の広報」を活用した情報提供に努めます。

##### 声の広報

社会福祉協議会では、町が発行する広報を音声化したテープを「声の広報」として視覚障害のある人に配布し、必要度の高い情報等を提供していきます。

### 公共窓口における情報支援

町の本庁舎、南郷庁舎、さるびあ館、生き生きセンター、小牛田図書館に設置した拡大読書器を活用し、視覚障害のある人向けに情報提供を行います。

#### 2-1-4： 意思疎通支援の充実

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

意思疎通の困難な聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者、要約筆記奉仕員等を派遣する意思疎通支援事業の活用を促進します。

##### 手話通訳者派遣事業の推進

町では、宮城県聴覚障害者福祉会に手話通訳者派遣事業を委託し、意思疎通を図る必要のある聴覚障害のある人向けに手話通訳者等を派遣し、日常生活、社会生活におけるコミュニケーション支援を推進します。

##### 要約筆記奉仕員派遣事業の促進

町内の要約筆記サークルに依頼し、OHP・パソコンを使った文字伝達によるコミュニケーション機会の提供を図り、聴覚障害のある人の社会参加を促進します。

## 2-2 保健・医療体制の充実

### 施策を取り巻く環境

障害のある人が健康を維持していくためには、保健活動とともに地域で適切な医療を受けられる環境が欠かせません。

また、療育を必要とする児童が増えているため、発達に応じた相談支援や発達支援を行うための体制づくりが求められています。今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域のリハビリテーションに関わるサービス機関や団体をはじめ、保健・医療・福祉の連携を図ることにより、障害のある人に対し必要な支援が十分提供できる保健・医療体制を充実していくことが課題となっています。

アンケート調査では、身体・精神障害のある人では「医療費の負担が大きい」ことを最上位に挙げているほか、知的障害・高次脳機能障害のある人では、「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」といった意思疎通の問題、発達障害のある人では、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」ことを、医療やりハビリを受けるときの困りごととして挙げています。

図表 医療やりハビリを受けるときに、困っていること（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=550)	医療費の負担が大きい 14.7%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 12.0%	いくつもの病院に通わなければならない 11.6%
知的障害 (n=108)	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない 17.6%	医師や看護師などの指示や説明がよくわからない 13.0%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 11.1%
精神障害 (n=73)	医療費の負担が大きい 13.7%	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない 9.6%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 8.2%
発達障害 (n=47)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 14.9%	通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない 医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない 12.8%	
高次脳機能障害 (n=23)	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない いくつもの病院に通わなければならない 13.0%		通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない 8.7%

資料：アンケート調査

### 施策での取り組み

#### （実施方針）

障害の状況に関わらず、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるよう、質の高い保健・福祉・医療サービスの提供を図ります。

障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションなどを行うとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療が可能なものについては、障害の早期発見、早期治療につながるよう、保健活動の充実に努めます。医療的ケア児及びその家族の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

(推進する施策)

#### 2-2-1：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。

また、健康診査等で発見された障害の可能性について配慮の必要な児童に対して、早期に適切な療育を支援できるよう関係機関と連携強化します。

そのほか、相談・発達支援などの協力体制により、子どもの自立を図ります。

#### 2-2-2：健診等を通じた健康管理・健康増進

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導といった保健サービスを実施していくとともに、学校、地域での健康診査等の適切な実施等の機会の充実、町の保健体制との連携を図り、健康づくり、保健福祉体制づくりに継続的に取り組みます。

#### 2-2-3：精神保健福祉への対応

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

精神障害のある人が安心して生活ができるよう保健体制による支援を行い、障害福祉サービスが主体的に選択・利用できるように整備を図るほか、当事者団体、家族会等の自助グループの活動と協力しながら、精神保健福祉対策を推進します。

また、住民に対して精神障害に対する正しい知識の啓発に努め、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるような相談支援を実施し、「こころの健康」増進に努めます。

#### 2-2-4：医療の充実

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

事故による外傷や脳血管疾患による障害の予防・軽減のため、救急患者を受けられる救急医療体制の整備が求められています。

大崎圏域の第三次救急医療機関は大崎市民病院救命救急センターであり、関係市町と連携し救急医療体制を整備していきます。

## 2-2-5：医療費の軽減

---

### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

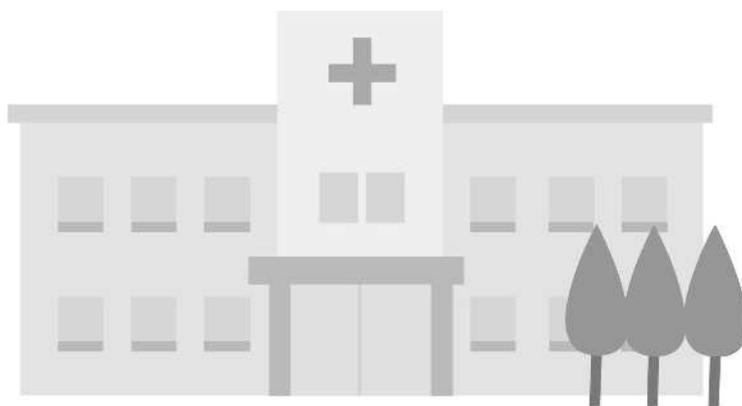
( 医療費の給付については、障害の種類や程度、所得等によって、支給条件が異なります。 )

更生医療

育成医療

精神通院医療

心身障害者医療費助成



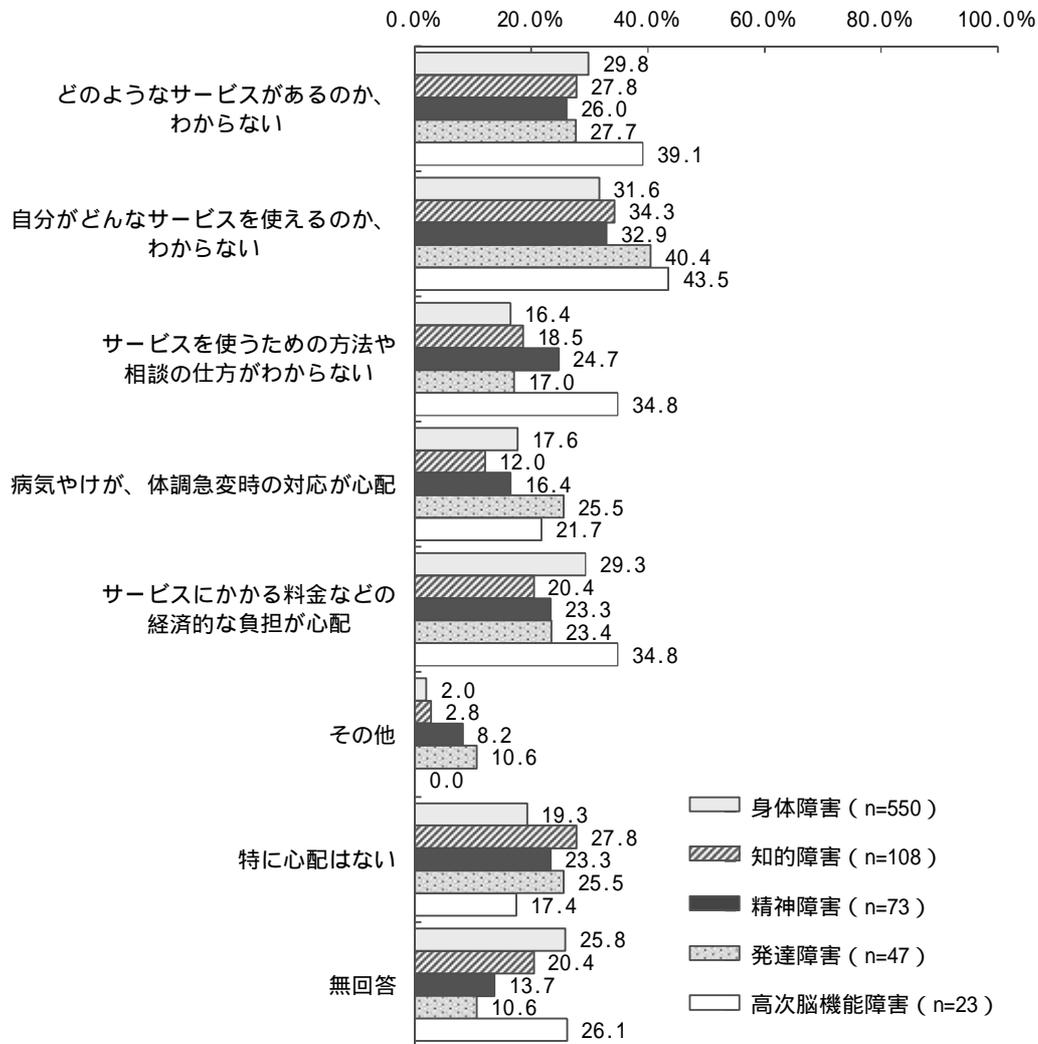
## 2-3 障害福祉サービス・生活支援の実施

### 施策を取り巻く環境

障害のある人が自己選択・自己決定しながら地域で暮らすためには、一人ひとりの状況にあわせて、居住支援（住まいの確保）と地域支援（日常生活の支援）をコーディネートしていく必要があります。相談支援事業所と連携を図りながらサービスの質・量の確保に向けた取り組みを推進していく必要があります。

アンケート調査では、サービスを利用するときの心配について、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」、「どのようなサービスがあるのか、わからない」が上位に挙がっており、サービス内容の周知を図りながら、必要なサービスを利用できるよう支援していく必要があります。

図表 サービスを利用する際に不安に感じること



資料：アンケート調査

また、介護保険の要介護認定を受けている高齢障害者が増えています。介護保険法・障害者総合支援法の一部改正と厚生労働省の「我が事・丸ごと地域共生本部」における検討により、共生型サービスの導入や高齢障害者を対象とした介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）等の見直しが行われることとなり、必要に応じて高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な移行等を図っていくことも求められます。

#### 施策での取り組み

##### （実施方針）

障害のある人へのサービスの充実に向けて、サービスを必要とする人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障害の特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。

障害のある人に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。

障害者総合支援法の改正により、新たな障害福祉サービス「自立生活援助」が平成 30 年度から開始されるなど、障害福祉サービスをはじめとした法定サービスはもとより、きめ細かなニーズに対応できる生活支援の充実に向けて柔軟に対応します。

##### （推進する施策）

#### 2-3-1：障害の認定、手帳交付の普及

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、手帳が交付されることによって、受けられる支援もあるため、手帳制度の周知を図ります。

#### 2-3-2：在宅サービスの充実

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

地域での日常生活を支えるため、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、各サービス提供事業所などとの連携を図りながら、必要なサービス提供量の確保とともに、提供基盤の強化・充実を図ります。

##### 訪問系サービスの実施

在宅での生活を支える訪問系サービスとして、ホームヘルプサービスの利用が増加し、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者などへの在宅支援として重度訪問介護サービスも重要となっています。また、ひとり暮らしをする人や、通院介助などを必要とする人が多くなると見込まれますので、今後も、居宅サービス事業所と連携し、障害の特性に応じたサービスを提供していきます。

ALS(筋萎縮性側索硬化症): 脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動神経細胞が侵される病気。難病の 1 つに指定されています。

### 福祉用具の支給

障害のある人が自立して生活するうえで必要な身体機能を補う補装具や日常生活用具の適切な支給により、在宅で生活する障害のある人の日常生活能力の向上を図ります。

(主な事業): 補装具費支給、日常生活用具給付等事業

### 在宅における医療的ケアの対応

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害者等には、訪問看護サービスを活用し、在宅生活を支援します。

## 2-3-3: 日中活動の場の充実

---

### [ 施策・事業の実施概要 ]

日中活動の場となる基盤の計画的な整備を進めるとともに、介護保険のケアマネジャーと障害福祉の相談支援事業者の連携の強化をはじめ、サービス提供事業所等との連携を強化します。

また、地域の様々な資源を活用したサービス提供により、日中の居場所づくりを行うとともに、住み慣れた地域での自分らしい生活を支えています。

### 日中活動系サービスの確保・提供基盤の強化・充実

障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、生活介護や自立訓練等、日中活動系サービスを利用する人の必要なサービス提供量を確保するとともに、提供基盤の強化・充実を図ります。

### 地域活動支援センターの運営

心身の状態が回復せず、閉じこもり・引きこもりにより、社会参加に向けた訓練ができない状態の精神障害のある人などを対象に、地域活動支援センターにおいて日中活動支援や社会参加に向けた憩いの場を運営していきます。

### 介護者の支援

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担軽減を図り介護者支援に努めます。

(主な事業): 日中一時支援事業

## 2-3-4: 居住の場の確保

---

### [ 施策・事業の実施概要 ]

保護者の高齢化による「親亡き後」への不安のため、入所福祉施設へのニーズが高い状況にあります。そのため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、社会福祉法人が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけるなど、居住の場の確保に努め、障害のある人が住み慣れた地域で親亡き後も安心して住み続けられるよう支援します。

### 地域移行の推進

施設入所者や退院可能な精神入院患者などが、円滑に地域移行できるよう、居住の場であるグループホームの充実を図るとともに、自立訓練等の推進により、地域生活への移行を推進します。

(主な事業): 障害者グループホーム等整備事業

### 適切な施設への入所の実施

障害のある人の高齢化や待機者の状況等を勘案しながら、在宅サービスの利用推進を基本としつつ、介護保険サービスによる施設への円滑な移行を支援するとともに、施設入所支援が望ましいと考えられる障害の程度やニーズに応じて、適切な入所を実施します。

## 2-3-5: 経済的支援の実施

---

### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人やその保護者を対象に、国・県・町等による各種の経済的支援を継続し、経済的な不安や負担の軽減に努めます。

#### 年金等の給付

障害基礎年金及び障害厚生年金等により、日常生活での負担を軽減します。  
なお、年金・手当額は給与の額や加入期間によって異なります。

#### 各種税金の控除・減免

町民税及び所得税、相続税、贈与税、消費税、自動車税等の控除・減免により、障害者手帳を受けている人や、障害のある人を扶養している人の負担の軽減を図ります。

#### 医療費の負担軽減(再掲)

自立支援医療(更生・育成・精神通院)、心身障害者医療費助成等によって、医療にかかる費用の負担の軽減を図ります。

#### 生活資金の貸付

障害のある人が自立した生活を営めるよう、生活資金や福祉資金の貸付を行っていきます。

## 2-3-6: サービス利用に結びついていない人への支援

---

### [ 施策・事業の実施概要 ]

発達障害や高次脳機能障害のある人など、手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人に対し、相談支援体制を構築するとともに、障害に関する広報や啓発に努め、必要なサービスを提供します。

また、難病、高次脳機能障害、発達障害等に関する知識の普及に努めるとともに、こうした障害に関する専門的知識を有する人材の育成に努めます。

## 基本目標 3 自分らしさを広げる社会参加の実現

### 3-1 就労移行支援策の実施

#### 施策を取り巻く環境

障害のある人もない人も、自立した、安定した生活を送るために「働きたい」という意欲は誰しもが持っているものであり、就労は社会の一員として社会参加し、生きがいを持って生活を送る面からも極めて重要です。

近年の管内年度別新規求職・就職状況をみると310～315件で推移していますが、知的障害のある人の新規求職申込件数、就職件数は増加がみられる一方で、身体障害、精神障害のある人の新規求職申込件数、就職件数は減少しています。障害による雇用環境が異なる状況にあるなかで、福祉的就労から一般就労への移行促進を目指していくことが課題となっています。

図表 ハローワーク管内年度別新規求職・就職状況

(単位：人)

	合 計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	新規求職 申込件数	就職件数	新規求職 申込件数	就職件数	新規求職 申込件数	就職件数	新規求職 申込件数	就職件数
平成 26 年度	310	164	101	46	67	29	142	89
平成 27 年度	315	188	93	50	71	55	151	83
平成 28 年度	311	184	96	48	78	55	137	81

緊急雇用、短期雇用等を含む。

資料：美里町（各年度3月末現在）

アンケート調査では、障害の種類に関わらず、「障害の状況にあわせ、働き方が柔軟であること」や「職場内で、障害に対する理解があること」、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」を必要な配慮として望んでいます。

そのほか、精神障害のある人は、「障害に対する相談支援体制が充実していること」、高次脳機能障害のある人は、「障害者向け求人情報の提供があること」を挙げています。

図表 仕事をするために必要な配慮（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=550)	障害の状況にあわせ、 働き方が柔軟であること 20.0%	職場内で、障害に対する 理解があること 18.7%	通勤や移動に対して、 配慮や支援があること 12.7%
知的障害 (n=108)	職場内で、障害に対する理解があること 障害の状況にあわせ、働き方が柔軟であること 42.6%	通勤や移動に対して、 配慮や支援があること 29.6%	
精神障害 (n=73)	職場内で、障害に対する理解があること 障害の状況にあわせ、働き方が柔軟であること 42.5%	障害に対する相談支援体制 が充実していること 32.9%	

	第1位	第2位	第3位
発達障害 (n=47)	職場内で、障害に対する理解があること 障害の状況にあわせ、働き方が柔軟であること	48.9%	通勤や移動に対して、 配慮や支援があること 40.4%
高次脳機能障害 (n=23)	障害の状況にあわせ、 働き方が柔軟であること	26.1%	障害者向け求人情報の提供があること 職場内で、障害に対する理解があること
			21.7%

資料：アンケート調査

## 施策での取り組み

### (実施方針)

障害のある人に対する国や県の就労支援対策を町内の企業や関係機関に広く周知し、意欲ある障害のある人の就労移行を支援します。

障害のある人がそれぞれの能力や個性を發揮できるよう、事業所と連携しながら、一般就労、職場定着に向けた支援を行い、就労先となる企業開拓に努めます。また、福祉的就労の場の確保として、就労継続支援事業所の充実を図ります。

### (推進する施策)

#### 3-1-1：就労移行支援の実施

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

自立支援給付による就労移行支援をはじめ、国や県による支援を活用することによって、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

##### 就労相談の促進

障害のある人の生活支援を含め、障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場ができるよう、関係機関と連携し対応していきます。

##### 障害者雇用の理解促進

障害のある人の就労支援には、雇用する企業等の理解が不可欠であり、障害者雇用制度の周知をはじめ企業等の障害に対する理解啓発を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じた情報共有で、企業等と連携していきます。

##### 就労移行支援事業等の促進

就労移行支援事業の利用促進や職業訓練を行う支援機関において、障害の特性に応じた知識・能力向上を図り、スキル習得を支援します。

##### 職場適応の支援

短期間の試行雇用（トライアル雇用）、職場適用援助者（ジョブコーチ）制度を活用し、職場に適応できるよう支援していきます。

### 3-1-2：福祉的就労の場の確保

---

#### [ 施策・事業の実施概要 ]

一般就労が困難な障害のある人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

#### 町、企業等からの受注

町が委託する公共施設の管理業務を受注するなど、就労機会の確保を図ります。また、企業等の協力を得て作業発注を受けられるよう、福祉事業者と連携した働きかけを行います。

#### 授産製品の販路拡大について

福祉事業者の商品の販売促進を支援します。

### 3-1-3： 県及び関係機関による職能開発・雇用支援の活用( 県・関係機関との連携 )

---

#### [ 施策・事業の実施概要 ]

自立支援給付・地域生活支援事業による就労移行支援に加え、国、県、公共職業安定所等と連携して、障害のある人の雇用拡大と就労支援を図ります。

特に県及び関係機関が行う職能開発・雇用支援に関する情報の提供、活用によって、就労意欲のある人の「働くこと」による社会参加の実現を目指します。

### 3-2 保育・教育環境の充実

#### 施策を取り巻く環境

障害の重度化・重複化、また、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の発達障害への対応などで、教育機関の場においては、指導体制や教育環境の充実が求められています。

現在本町では、小中学校で特別支援学級を設置しているほか、すべての保育所、幼稚園において、障害児保育を実施しています。

図表 特別支援学級数・児童数

（単位：校・学級・人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校				
特別支援学級を設置する学校数	5	5	6	6
特別支援学級数	13	12	13	11
特別支援学級児童数	18	19	20	18
通常学級での障害児対応可能学校数	6	6	6	6
中学校				
特別支援学級を設置する学校数	3	3	3	3
特別支援学級数	6	7	7	5
特別支援生徒数	12	11	11	7
通常学級での障害児対応可能学校数	3	3	3	3
保育所・幼稚園				
障害児保育実施か所	5	5	5	5

図表 特別支援学校児童数（平成 29 年度）

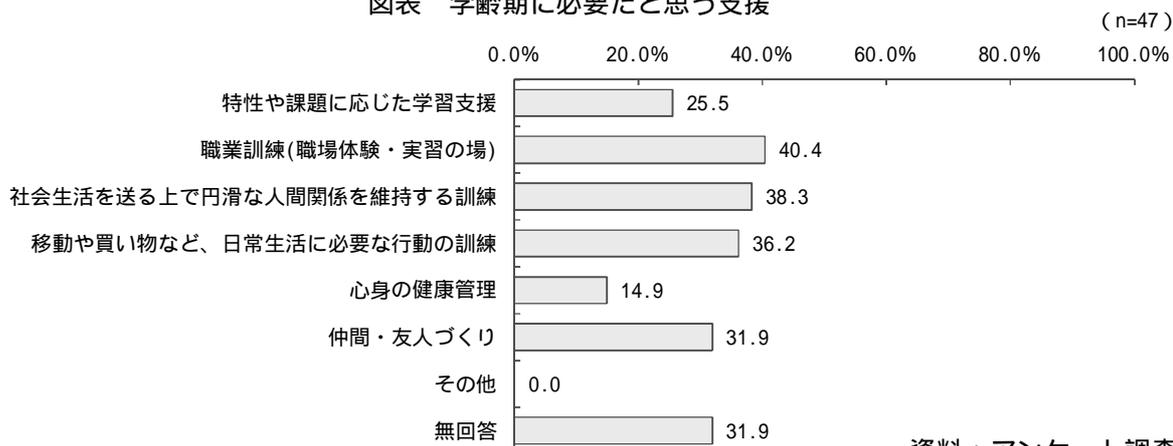
	美里町児童生徒数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
大崎広域ほなみ園	3				3
小牛田高等学園				3	3
古川支援学校		2	9	9	20
石巻支援学校		0	0	1	1
聴覚支援学校小牛田校	0	1			1
いずみ高等支援学校				0	0

資料：美里町（各年度 5 月 1 日現在）

障害のある子ども一人ひとりが、その個性や能力を伸ばし、将来、自立して社会参加することができるよう、関係機関が一体となって、発達段階に応じた相談支援を一貫して行う体制を整備し、適切な教育や指導を行うことが重要です。

アンケート調査では、学齢期の支援として職業、社会生活、日常生活に必要となる知識や技術についての訓練を「必要な支援」の上位に挙げており、子ども達の将来を見据えた支援については、学校をはじめ、関係機関が相互に連携していく必要があります。

図表 学齢期に必要なと思う支援



### 施策での取り組み

#### (実施方針)

障害のある子どもが、将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援します。

障害のある子どもの個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。

#### (推進する施策)

##### 3-2-1：障害児保育

###### [ 施策・事業の実施概要 ]

心身に障害のある子ども達が、ともに集団による保育を行うことで、未就学児の健全育成を支援しています。

今後も積極的に受け入れを行うとともに、保健師や専門機関との連携を図り、健全育成に努めます。

##### 3-2-2：一貫した相談支援体制の整備

###### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある子ども及び保護者に対し、子どもの発達段階に応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業まで支援を行う体制の整備に努めます。

#### 個別の教育支援計画の作成

障害のある子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援、一貫して的確な教育的支援を行うための計画の作成に努め、効果的な支援を行います。

#### 就学指導、相談の充実

障害のある児童生徒等の就学指導のため、特別支援教育専門員を配置し、関係機関と連携して、保護者に適切な相談支援を行います。さらに、心身障害児就学指導審議会を開催し、児童生徒に見合った就学指導を推進します。

### 3-2-3：就学前の保育、教育、療育の充実

---

#### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある子どもが、障害のない子どもとともに地域の保育所、幼稚園に通い、地域で共に育つ環境を形成します。また、将来、自立して社会参加ができるよう、早期に療育を受けられるよう支援していきます。

#### 就学前保育、教育の推進

町立保育所、町立幼稚園においては、ノーマライゼーションの観点から障害のある子どもを受け入れ、教育・療育的ニーズのある子どもに適切に対応するよう努めます。

#### 就学前療育の充実

大崎地域広域行政事務組合が運営する「ほなみ園」は、就学前幼児を対象に早期療育を行う療育機関として大崎圏域の市町が支援していきます。

また、障害のある子どもが通園する保育所や幼稚園などに訪問支援員を派遣し、障害のある子どもの保育所等の利用を促進する機能を備えた療育施設の拠点として「ほなみ園」を充実していきます。

さらに、発達の気になる子どもとその家族を対象とした早期療育指導訓練事業を身近な場所である町の健康福祉課が実施しており、今後も「気になる」という段階から親の気持ちに寄り添った、きめ細やかな発達支援ができる小規模な形態による発達支援を行い、子育て支援の一層の充実に努めます。

#### 児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所との連携

児童発達支援センターは、地域の中核的な発達支援・療育支援施設として位置付け、障害種別を問わない適切な通所支援を行うと同時に、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行います。

また、大崎圏域内にある放課後等デイサービス事業所とのネットワークを形成し、発達が気になる子どもと家族が安心して地域で暮らせる療育支援体制を確立します。

### 放課後・長期休暇時の居場所づくり

放課後や長期休暇の間に障害のある子どもが活動できる場が限られるため、今後も居場所づくりや療育の観点からの活動の場の拡大に努めるとともに、放課後等デイサービスの適正な利用促進を図ります。

#### 3-2-4： 学校教育の充実

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある子ども達が、個人の持つ可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、その基礎となる知識や経験を習得させます。また、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

さらに、学校が豊かな人間形成の場となるよう、障害のある子どもに対する差別や偏見につながらないよう、子どもの状況に応じたきめ細かな教育を推進します。

##### 教員補助員の配置

小・中学校教員補助員を配置し、障害のある児童・生徒の生活、学習支援を推進します。

##### 特別支援学級・就学支援

特別支援学級の児童・生徒の、保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支援します。

##### 教職員研修の促進

研修により、特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図ります。

#### 3-2-5： 学校と連携した就労支援の強化

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

学校を卒業した後、また施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）事業所などとの連携を強化し、障害のある児童生徒が本人の希望に沿った、適切な職業に就けるよう、積極的に支援します。

### 3-3 スポーツ・文化活動の推進

#### 施策を取り巻く環境

障害のある人が地域の中で自立して生活していくための、移動手段や情報等、社会参加するための手段を確保し、障害のある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動等に積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加機会の拡大と参加支援の充実が望まれます。

#### 施策での取り組み

##### (実施方針)

障害のある人が外出しない、あるいはできないといった状況から地域で孤立することのないよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等を通じた社会参加、身近な交流機会づくりに努めます。

障害のある人が参加しやすいよう、移動手段や会場のバリアフリー化等に配慮したスポーツ・文化活動を推進します。

##### (推進する施策)

#### 3-3-1：スポーツ・文化活動への参加促進

---

##### [ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動は、社会参加のみではなく感覚訓練や機能訓練にも寄与します。さらに、生活の質(QOL)を向上させ、充実した生活を送るためにも必要です。

ニュースポーツ・レクリエーション活動への支援を通して、健康増進と利用者相互の交流を図ります。

(主な事業)：障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業

## 基本目標 4 安全・安心して暮らせる地域づくり

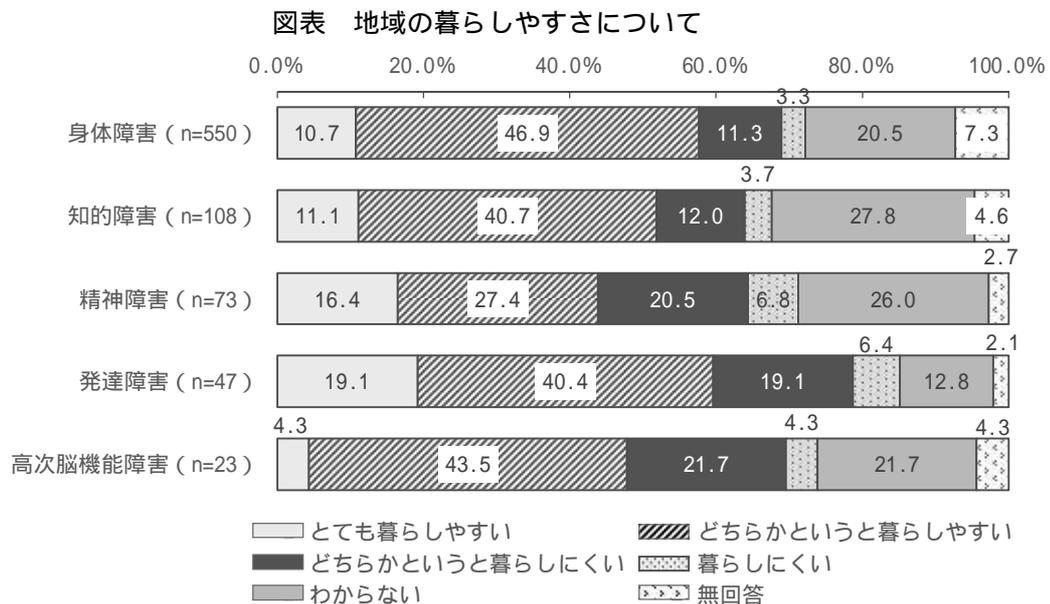
### 4-1 暮らしやすい生活基盤の整備

#### 施策を取り巻く環境

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加するためには、建築物や道路、公共交通機関の生活環境の整備とともに移動手段や情報等、暮らしやすい生活基盤の整備が不可欠です。

町では、移動支援、福祉タクシー利用助成事業や住民バスの運行によって障害のある人の利便性の向上に努めており、今後はこうした取り組みとともに、段差や階段をはじめとした生活環境の整備、移動に関する支援、防災対策など、これまで取り組みのあった分野についても、より積極的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進が望まれます。

アンケート調査では、「とても暮らしやすい」、「どちらかという暮らしやすい」と回答した割合は、身体・知的・発達障害のある人では5割を上回っていますが、精神・高次脳機能障害のある人では、5割を下回っており、障害特性に応じた支援ニーズを把握しながら、引き続き暮らしやすい生活基盤の整備を図っていく必要があります。



#### 施策での取り組み

##### (実施方針)

物理的なバリア（障壁）を解消し、地域で暮らす障害のある人やこれから地域で暮らそうとする障害のある人の生活環境や利便性の向上に努めるなど、「暮らしやすさ」を実感できる取り組みを進めます。

障害のある人が、社会で自らより良い暮らしを追求できるよう、社会に適応し自立する能力を育成・支援する地域社会の形成に取り組みます。

(推進する施策)

#### 4-1-1：住環境の整備

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

重度の障害のある人が日常生活を営むうえで段差などにより支障のある場合、住環境の改善を図る住宅改修の支援を行います。

また、関係機関やサービス提供事業所等と協力し、グループホーム等の地域で居住する場が確保されるよう取り組みます。

(主な事業)：日常生活用具給付等事業(住宅改修費、移動・移乗支援用具)

#### 4-1-2： 障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行の推進

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

現在施設等で暮らす障害のある人が地域での暮らしを望むときに、本人の意思や状態に配慮した円滑な地域移行を推進します。

#### 4-1-3： 事業者及び関係機関等と連携した地域移行の推進

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、必要な支援やサービスの確保に努めるとともに、地域自立支援協議会、事業者や関係機関等と連携した地域移行を推進します。

#### 4-1-4： 公共施設等のバリアフリー化

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

公共施設の建築や改修、町道整備等を行う場合には、歩道の段差解消など障害のある人に配慮した環境整備を進めます。

#### 4-1-5： 移動手段の確保

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

移動が困難な障害のある人の行動範囲を広げられるよう、公共交通を含めた様々な移動支援によって、日常生活に必要な外出のための手段を確保し、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

住民バス及びデマンドタクシーの運行

住民バスは、大崎市民病院をはじめ町立南郷病院、公共施設へ運行されており、医療機会の確保などに結びついています。また、障害のある人と介助者の運賃を無料にして、負担軽減を図ります。

### ガイドヘルパーの派遣

視覚障害のある人を対象に、同行援護、移動支援事業によるガイドヘルパーを派遣し、移動の介助を行います。

### 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成

自動車運転免許取得のための支援、身体障害のある人向けの自動車改造のための支援を行うことで、通勤手段の確保などにつなげます。

(主な事業): 自動車運転免許取得費等助成事業

### 福祉タクシー

タクシーの利用料金の一部を助成し、重度の障害のある人の移動手段の確保、社会参加を促進します。

なお、重度の身体障害のある人の場合は、小型タクシーへの乗降が困難のため、引き続き福祉有償運送を見据えた移送サービスについて検討します。

(主な事業): 福祉タクシー利用助成事業



## 4-2 安全・安心な福祉のまちづくり

### 施策を取り巻く環境

暮らしの安全安心は、障害者福祉において、これまで以上に取り組みが求められる分野となっており、啓発活動等を通じて自己防衛力を高めていく必要があります。

また、大規模な自然災害が発生している近年の状況を踏まえ、障害のある人や高齢者をはじめとする「避難行動要支援者」の避難に対応できる体制づくりの強化が求められます。

図表 災害時に避難所などで困りそうなこと（障害別：上位3項目 特にないを除く）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=550)	トイレのこと 56.0%	薬や医療のこと 46.7%	食事のこと 33.8%
知的障害 (n=108)	コミュニケーションのこと 47.2%	トイレのこと 43.5%	食事のこと 39.8%
精神障害 (n=73)	薬や医療のこと 58.9%	トイレのこと 39.7%	食事のこと 38.4%
発達障害 (n=47)	コミュニケーションのこと 53.2%	トイレのこと 48.9%	薬や医療のこと 44.7%
高次脳機能障害 (n=23)	トイレのこと 65.2%	薬や医療のこと 65.2%	食事のこと 47.8%

資料：アンケート調査

### 施策での取り組み

#### （実施方針）

様々な危険や不安から障害のある人を守るよう、地域の安全対策を推進します。

東日本大震災をはじめ、近年の自然災害での教訓を踏まえ、災害や万が一の緊急時への備えとともに、障害の有無に関わらず安全・安心な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

( 推進する施策 )

4-2-1 : 地域の安心・安全体制づくり

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

緊急事態に迅速な対応のできる体制を整備し、災害時に支援が必要な「要配慮者」の安全を地域で守るため、関係機関や地域の団体と連携を図ります。

また、避難行動要支援者の把握に努め、日常の延長線上で支援ができるよう、避難誘導、福祉避難所などのあり方、地域としての支援体制づくりを検討します。

避難行動要支援体制の整備

町では、障害のある人や高齢者などが、災害時に避難誘導や安否確認などの支援を地域の中で受けられるよう、避難行動要支援者名簿の作成、名簿を活用した情報提供及び情報管理など、避難行動要支援体制を整備します。

福祉避難所の確保

障害のある人向けの福祉避難所として「のぎく」と「わ・は・わ美里」の施設を指定します。

今後は、災害時の支援ニーズを踏まえ、備蓄等とともに、福祉避難所の充実に努めます。

4-2-2 : 生活安全意識の啓発

---

[ 施策・事業の実施概要 ]

障害のある人が安心・安全に暮らせる地域社会の実現のために、各種関連団体等との連携による定期的な情報提供を通じて、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

## 第6章 第5期障害福祉計画

### 1 障害福祉計画について

#### (1) 第5期障害福祉計画へ盛り込む内容

障害福祉計画は、本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第5期障害福祉計画では、第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）にかかる各年度のサービス見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、平成30年度から平成32年度までの計画を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、第5期障害福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

#### 地域における生活の維持及び継続の推進（自立生活援助の創設）

自立生活援助：  
障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等による、適切な支援を行うサービス

#### 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築等を行います。
- ・国は長期入院の精神障害者の地域生活への移行を目指しており、これを受けて県は平成32年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を市町村ごとに設定しています。

#### 就労定着に向けた支援（就労定着支援の創設）

就労定着支援：  
一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう、また就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス

#### 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「地域共生社会」の実現に向けた、地域でのボランティア活動への支援等、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくり等を行います。
- ・対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換し、支援の円滑な利用等を行います。

## 2 第4期障害福祉計画の進捗

国は、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労から一般就労への移行目標について積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込み量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

図表 成果目標と活動指標について

成果目標	活動指標として用いる項目
入所支援利用者の地域生活移行 ・ 地域生活移行者の増加	就労移行支援の利用者数 共同生活援助の利用者数 地域移行支援・地域定着支援の利用者数 施設入所支援の利用者数
地域生活支援拠点等の整備	
福祉施設からの一般就労移行 就労移行支援事業の利用者数 ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行の増加 ・ 就労移行支援事業の利用者の増加 ・ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	就労移行支援の利用者 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

活動指標である各サービス利用推移については、本章「4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策」(P.60～71)を参照

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行や一般就労への移行に向けて、次のとおり取り組みを進めました。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 本町における地域移行の目標（平成29年度末）

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数(A)	29人	・平成25年度末時点の施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数(B)	【目標値】 28人	・平成29年度末時点の利用人員
	【実績値】 27人	
削減見込(A-B)	2人	・差引減少見込み数
地域生活移行者数	【目標値】 3人	・施設入所からグループホーム等へ移行した人の数
	【実績値】 1人	

### 施設入所者の地域生活への移行状況（活動指標による推移）

地域生活への移行者の状況を確認し、必要な支援や移行に向けて取り組みを進めてきた結果、施設入所者は平成 29 年度見込みでは 27 人となり、目標値を上回る削減が見込まれていますが、地域生活移行者数については、平成 29 年度見込みでは 1 人となっており、目標値を下回っています。

活動指標である就労移行支援の利用者数、共同生活援助の利用者数は、概ね計画値どおりの推移となっていますが、施設入所支援の利用者数は横ばい状態となっています。平成 29 年度見込みでは 27 人となっていますが、地域生活への移行にはつながっていない状況です。（利用状況の推移は P.63～65、68 参照）

地域移行支援・地域定着支援の利用者は 0 人となっており、施設整備及び利用促進が求められます。

### 取り組みの評価・今後の改善等

施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」への移行ニーズや求められる支援等の把握と分析を進めます。

相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関のネットワークの強化を図り、地域での生活を支援していきます。

## （ 2 ）地域生活支援拠点等の整備

図表 本町における地域生活支援拠点等の整備（平成 29 年度末）

項目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 町内に 1 か所	・平成 29 年度末までに、町内に存在する施設・機関を有機的につなぎ、町全体として、障害者の地域生活を支援する機能の充実

### 地域生活支援拠点等の整備の取り組み状況

平成 29 年度までに体制整備できるよう、関係する事業者と調整し、基幹相談支援センターが中心となり、地域自立支援協議会において協議検討するなどの取り組みを進めてきました。

### 取り組みの評価・今後の改善等

障害のある人の地域生活を支援するための機能充実に向けた取り組みを継続してきました。

今後は、グループホームを整備し、町の居住支援に関する障害者サポート体系について継続的に検討を進めるほか、既存の施設や機能の連携など、有機的な連携の仕組みの構築に向けて取り組んでいきます。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用者数

図表 本町における福祉施設から一般就労への移行の目標（平成 29 年度末）

項目	数値	備考
平成 24 年度の 一般就労移行者数	1 人	・平成 28 年度において 福祉施設を退所し、一般 就労した人の数
平成 29 年度の 一般就労移行者数	【目標値】 1 人	・平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般 就労する人の数
	【実績値】 1 人	

福祉施設：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）利用者

図表 本町における就労移行支援事業の利用者数の目標（平成 29 年度末）

項目	数値	備考
平成 25 年度末の就労移行 支援事業の利用者数	4 人	・平成 28 年度末において就労移行支援事業所を 利用する人の数
平成 29 年度末の就労移行 支援事業の利用者数	【目標値】 6 人	・平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用 する人の数
	【実績値】 8 人	

#### 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用状況

福祉施設利用者の一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者はともに目標を達成し、平成 29 年度の一般就労への移行者数を 1 人見込んでいます。

活動指標から、就労移行支援は計画値を上回る推移となっています。また、就労継続支援では、A 型は計画値をやや下回る一方で、B 型は計画値を上回る推移となっています。就労移行は進みましたが、同時に障害により企業などに就職することが困難な方に対し、雇用契約を結ばずに働く場所を提供する型の利用も高まっています。（利用状況の推移は P.63～65 参照）

#### 取り組みの評価・今後の改善等

各事業所における就労支援施策が効果を挙げ、就労移行につながっているとみられます。

今後も、関係機関と連携を図りながら、事業所の支援力向上に取り組み、障害のある人の状況に応じた働く場所の確保に取り組めます。

### 3 第5期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行を進めます。

また、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るほか、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の指針による考え方
平成28年度の施設入所者数(A)	27人	・平成28年度末時点の施設入所者数
平成32年度末の施設入所者数(B)	27人	・平成32年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込(A-B)	0人 (0.0%)	・平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (11.1%)	・平成28年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す新たな政策理念を設定したことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域内に設置 (1か所)	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定

##### 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)

関係機関との連携を図るとともに、居住の場を含めた障害福祉サービスの充実を進め、県の設定した平成32年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標達成を目指します。

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 平成 32 年度末時点の 地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	6 人	・平成 26 年の精神病床の入院者数をもとに県で 設定した本町の人数

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、本町では、地域において機能を分担する「面的整備」によって進めます。

また、グループホームの整備、相談支援等を活用しながら、地域における居住支援のあり方を検討していくこととします。

拠点等の整備にあたっては、地域自立支援協議会等の関係機関と連携しながら、地域の状況を把握したうえで、整備のあり方を引き続き検討していくこととします。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	町内に 1 か所	・平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域 に少なくとも 1 つ整備

### (4) 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めます。また、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等の利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

#### 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項目	数値	国の指針による考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	1 人	・平成 28 年度に一般就労した人の数
【目標値】 平成 32 年度末の 一般就労移行者数	2 人	・平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

## 就労移行支援事業の利用者数

図表 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の指針による考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	7 人	・平成 28 年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	9 人	・平成 32 年度末における利用者数（サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された人）が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加

## 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

図表 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

項目	数値	国の指針による考え方
平成 28 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	0.0%	・平成 28 年度末において就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	0.0%	・平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすること

## 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

図表 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項目	数値	国の指針による考え方
平成 29 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	- %	・実績（見込み）
【目標値】 平成 31 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%	・各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本 平成 30 年度は事業実施の初年度のため、目標値を設定しない
【目標値】 平成 32 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%	

## 4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、平成 32 年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

### (1) 訪問系サービス(1か月当たりの利用見込み)

#### [ サービス概要 ]

事業名	内 容
居 宅 介 護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同 行 援 護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### [ 第4期のサービスの利用状況・第5期のサービス見込み量の設定 ]

訪問系サービスについては、平成 29 年度現在、町内 2 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

第 4 期においては、利用人数は増加傾向にありますが、利用時間については、各年度で増減がみられ、計画値に対し 6~8 割の利用となっています。

1 人当たり見込み利用量は、各年で減少しており、平成 29 年度における 1 か月の平均利用時間は、1 人当たり 16.9 時間/月となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
居 宅 介 護 重度訪問介護	計画値	24	26	28	25	27	29
	実績	16	22	23			
同 行 援 護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	530	582	635	423	456	490
	実績	363	409	388			
1 人当たり見込み利用量	時間/月	22.7	18.6	16.9	16.9	16.9	16.9

利用実績は平成 27~28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、第 4 期の推移を踏まえ、各年度 2 人増として算定しました。

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用時間数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（16.9 時間/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

利用者数は増加しており、現状では計画期間における見込み量の確保は可能と考えられますが、引き続き既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込み量を確保します。

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、多様なニーズが想定される一方、こうした多様性が十分な利用に結びついていないことも考えられます。そのため、障害特性を理解できるヘルパーの育成等、サービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス（1 か月当たりの利用見込み）

生活介護

[ サービス概要 ]

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

生活介護サービスは、平成 29 年度現在、町内 2 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第 4 期以降、利用者が微増している一方で、利用日数は、平成 29 年度に減少し、1 人当たりの利用は減少している状況であり、1 人当たり 19.9 人日/月となっています。

実績と計画値との比較では、利用人数は概ね計画値となっていますが、利用日数は計画値をやや上回る推移となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
生活介護	計画値	利用人数	75	76	79	80	82	84
	実績	(実人/月)	76	75	78			
	計画値	利用日数	1,455	1,474	1,533	1,600	1,640	1,680
	実績	(人日分/月)	1,507	1,571	1,550			
1 人当たり見込み利用量	人日/月	19.8	20.9	19.9	20.0	20.0	20.0	

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、第 4 期の推移を踏まえ、各年度 2 人増として算定しました。

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（20.0 人日/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。今後も日中活動の場を確保し充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

[ サービス概要 ]

事業名	内容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力の維持・向上等のための訓練その他の支援を行います。

[ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

（機能訓練）

平成 29 年度現在、町内及び大崎圏域に事業所はなく、平成 28 年度以降、利用がない状況です。

（生活訓練）

平成 29 年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第 4 期以降、利用人数、利用日数ともに、概ね増加推移となっています。また、利用実績と計画値との比較では、利用人数は概ね計画値となっていますが、利用日数では計画値を上回る年度もみられます。

1 人当たり見込み利用量は、各年度で増減しており、平成 29 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 15.3 人日/月となっています。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 )	計画値	利用人数	0	1	1	0	0	0
	実績	(実人/月)	1	0	0			
	計画値	利用日数	0	10	10	0	0	0
	実績	(人日分/月)	12	0	0			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量	人日/月	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自 立 訓 練 ( 生 活 訓 練 )	計画値	利用人数	3	3	3	4	4	4
	実績	(実人/月)	1	3	3			
	計画値	利用日数	44	44	44	61	61	61
	実績	(人日分/月)	17	70	46			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量	人日/月	17.0	23.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

#### [ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、第 4 期の推移を踏まえ、機能訓練は 0 人、生活訓練は各年度 4 人を見込んでいます。

生活訓練の平成 30 年度から平成 32 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量 (15.3 人日/月) を掛けて算定しました。

#### [ 見込み量確保の方策 ]

計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、大崎圏域内の市町及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤を確保します。

#### 就労移行支援

#### [ サービス概要 ]

事 業 名	内 容
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### [ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

平成 29 年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第 4 期以降、利用人数、利用日数ともに増加していますが、1 人当たりの利用は減少している状況であり、平成 29 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 15.6 人日/月となっています。

項 目		単 位	第 4 期			第 5 期		
			平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
就 労 移 行 支 援	計画値	利用人数	4	6	6	8	9	9
	実績	(実人/月)	5	7	8			
	計画値	利用日数	74	111	111	125	140	140
	実績	(人日分/月)	87	117	125			
1 人あたり見込み利用量		人日/月	17.4	16.7	15.6	15.6	15.6	15.6

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、1 人増としました。

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人あたり見込み利用量（15.6 人日/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。本サービスは就労を通じて障害のある人の自立を図っていくためにも、利用促進を図る必要があるため、町内及び大崎圏域にある事業所に広く周知するとともに、関係機関や相談支援等と連携し、一般就労への意向を支援します。

日中活動の場を確保し充実を図るために、サービス実施事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

就労継続支援（A 型・B 型）

[ サービス概要 ]

事 業 名	内 容
就 労 継 続 支 援 (A 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A 型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）です。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B 型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

( 就労継続支援 A 型 )

平成 29 年度現在、町内 1 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第4期以降、利用人数、利用日数ともに減少しており、計画値を下回る推移となっています。

1人当たり見込み利用量は、各年度で増減がみられ、平成29年度における1か月の利用日数は、1人当たり19.4人日/月となっています。

こうした推移の現況は、雇用状況が不安定であることも要因として考えられ、関係機関等と連携し、働く場の提供について検討していく必要があります。

(就労継続支援B型)

平成29年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第4期以降、利用人数、利用日数ともに増加しており、実績と計画値との比較においても、ともに計画値を上回る推移となっています。

1人当たり見込み利用量は、各年度で増加しており、平成29年度における1か月の利用日数は、1人当たり19.4人日/月となっています。

項 目		単 位	第4期			第5期		
			平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
就 労 継 続 支 援 (A型)	計画値	利用人数 (実人/月)	15	17	20	16	18	20
	実績		19	15	14			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	275	311	366	310	349	388
	実績		362	310	272			
1人当たり見込み利用量		人日/月	19.1	20.7	19.4	19.4	19.4	19.4
就 労 継 続 支 援 (B型)	計画値	利用人数 (実人/月)	45	47	51	56	58	60
	実績		46	53	54			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	792	827	898	1,086	1,125	1,164
	実績		846	1,005	1,045			
1人当たり見込み利用量		人日/月	18.4	19.0	19.4	19.4	19.4	19.4

利用実績は平成27～28年度は3月末、平成29年度は6月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成30年度から平成32年度までの利用人数の見込みについては、第4期の推移を踏まえ、就労継続支援(A型・B型)ともに各年度増加を見込んでいます。

平成30年度から平成32年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(A型・B型ともに19.4人日/月)を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため、作業等を選択して事業所を選べるよう、機会の充実に努めます。

## 就労定着支援（新規）

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

### [ 第5期のサービス見込み量の設定 ]

項目	単位	第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労定着支援	利用人数(実人/月)	0	1	1

### [ 見込み量の設定 ]

平成30年度からの新たなサービスであり、今後一般就労へ移行する人への就労定着を1人見込みます。

### [ 見込み量確保の方策 ]

就労移行支援、就労継続支援(A・B型)のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する人を把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、町内及び大崎圏域内のサービス提供事業所とともに、必要な提供基盤の確保に努めます。

## 療養介護

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

### [ 第4期のサービスの利用状況・第5期のサービス見込み量の設定 ]

平成29年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、町外の事業所よりサービスが提供されています。

利用状況は、平成28年度以降7人で推移しており、計画期間における利用人数は、概ね計画値どおりの推移となっています。

項目	単位	第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
療養介護	計画値	7	7	7	7	7	7
	実績 (実人/月)	6	7	7			

利用実績は平成27～28年度は3月末、平成29年度は6月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、現状維持と見込んでいます。

[ 見込み量確保の方策 ]

計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。療養介護については、18 歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。

短期入所

[ サービス概要 ]

事業名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

[ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

平成 29 年度現在、町内 1 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

実績と計画値との比較では、平成 28 年度以降、利用人数、利用日数ともに計画値を下回る推移となっています。

項目	単位	第 4 期			第 5 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
短期入所 (福祉型)	計画値	利用人数 (実人/月)	14	18	23	14	16	18
	実績		11	11	12			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	60	73	89	77	88	99
	実績		78	71	66			
1 人当たり見込み利用量	人日/月	7.1	6.5	5.5	5.5	5.5	5.5	
短期入所 (医療型)	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	1	1			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	2	2	2	4	4	4
	実績		0	1	4			
1 人当たり見込み利用量	人日/月	0.0	1.0	4.0	4.0	4.0	4.0	

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、第 4 期の推移を踏まえ、福祉型は各年度 2 人増、医療型は各年度 1 人を見込みます。

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（福祉型：5.5 人日/月、医療型：4.0 人日/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、必要と思われる量の確保に引き続き努めていくことが望まれます。

現行の提供体制の維持・拡大を図るとともに、新規利用者の増加も見込まれることから、新規事業者の参入を含めて引き続きサービス基盤の確保を図ります。

( 3 ) 居住系サービス（1 か月当たりの利用見込み）

共同生活援助

[ サービス概要 ]

事業名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[ 第 4 期のサービスの利用状況・第 5 期のサービス見込み量の設定 ]

平成 29 年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第 4 期以降、利用者が増加しており、概ね計画値どおりの推移となっていますが、利用実績と計画値との比較では、平成 28 年度以降、計画値をやや下回る推移となっています。

今後は、国の基本指針に基づき、地域へ移行可能な利用者については、共同生活援助の整備等、地域での住まいの確保と併せて引き続き検討を図ることが求められます。

項 目	単 位	第 4 期			第 5 期		
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
共同生活援助	計画値	26	30	33	32	33	37
	実績	26	27	28			

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数の見込みについては、町内の事業者がグループホームの建設を予定していることから、平成 30 年度と平成 32 年度に 4 人増を見込んでいます。

[ 見込み量確保の方策 ]

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みです。そのため、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活支援拠点等の整備を推進するうえで、相談支援や緊急時の対応などの機能を強化したグループホームの整備等に総合的に取り組む必要があります。

今後、施設からの地域移行を図るために不可欠のサービスです。積極的に整備が図られるよう既存事業所等へ働きかけるとともに、新規の事業者の参入を推進します。

グループホームの施設整備にあたっては、地域住民の理解と協力を求めています。

施設入所支援

[ サービス概要 ]

事業名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[ 第4期のサービスの利用状況・第5期のサービス見込み量の設定 ]

平成29年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第4期における利用者数は横ばい状態となっていますが、平成29年度までに1人の削減を目指す目標値を上回る地域生活への移行となっています。

項目	単位	第4期			第5期		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
施設入所支援	計画値	29	29	28	27	27	27
	実績	26	27	27			

利用実績は平成27～28年度は3月末、平成29年度は6月末現在

[ 見込み量の設定 ]

入所者及び家族の高齢化など、退所は困難と考えられるほか、地域移行する場合は受け皿の整備が必要であるため、現状維持と見込んでいます。

[ 見込み量確保の方策 ]

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。

グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図ります。

## 自立生活援助（新規）

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。また、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

### [ 第5期のサービス見込み量の設定 ]

項目	単位	第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立生活援助	利用人数(実人/月)	1	1	1

### [ 見込み量の設定 ]

平成30年度からの新たなサービスであり、計画期間においては、各年度1人を見込みます。

### [ 見込み量確保の方策 ]

現在障害者支援施設やグループホーム等を利用している人や宿泊型自立訓練を利用している人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。

## (4) 相談支援（1か月当たりの利用見込み）

### [ サービス概要 ]

事業名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### [ 第4期のサービスの利用状況・第5期のサービス見込み量の設定 ]

計画相談支援については、各年40～50人程度の利用となっています。

地域移行支援、地域定着支援については、事業所がないため、現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要な人が利用できるよう、施設整備等について検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 4 期			第 5 期		
			平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
計 画 相 談 支 援	計画値	利用人数	31	33	35	48	48	48
	実績	(実人/月)	48	48	37			
地 域 移 行 支 援	計画値	利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0			
地 域 定 着 支 援	計画値	利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0			

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成 30 年度からの計画相談支援の見込み量については、実際のサービス対象者数とし、介護保険への移行など考慮すると増減はないものと考え算定しました。地域移行支援、地域定着支援については、第 4 期の推移を踏まえ、それぞれ 0 人を見込んでいます。

[ 見込み量確保の方策 ]

「計画相談支援」は、本町のすべてのサービス利用者に対して、サービス利用計画が作成されるよう、特定相談支援事業所の適正な配置と必要な相談員数の確保に努めます。

「地域移行支援」、「地域定着支援」は、サービス提供基盤として、どの程度の整備が必要なのかを検討しつつ、サービス提供事業所や地域自立支援協議会、関係機関等が連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

## 5 地域生活支援事業サービスの見込み量

### (1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障害者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	<p>障害者相談支援事業 障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。</p> <p>住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。</p>
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等と他の人との意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

## (2) 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第5期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第5期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第5期		
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	15	15	15
日常生活用具給付事業				
日常生活用具給付事業(計)	件	635	635	635
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
排泄管理支援用具	件	623	623	623
住宅改修費	件	1	1	1
移動支援事業				
移動支援事業	人	7	8	9
	時間	560	565	570

項 目	単位	第5期		
		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
地域活動支援センター				
地域活動支援センター	か所	1	1	1
	人	15	15	15
訪問入浴サービス事業				
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1
	回数	10	10	10
日中一時支援事業				
日中一時支援事業	人	50	50	50
	回数	600	600	600
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施	実施

### (3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

#### 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障害者等に対する理解を深めるため、住民に対する研修会等を開催します。

#### 自発的活動支援事業（必須事業）

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害のある人やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動として、防災対策や地域による見守りなど、地域で生活する障害者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、支援できる団体に対し補助金交付を通じた支援の体制を構築します。

#### 相談支援事業（必須事業）

平成 26 年度から町内にある 2 つの指定特定相談支援事業者に委託し、町内に障害者相談支援センター（「以下「センター」という。）を 2 か所設置することにより、相談体制の再編を行い、機能を強化しました。

小牛田地域のセンターは、障害福祉部門が所属する美里町健康福祉センター内に配置し、相談者に対してワンストップでの相談対応ができるようにしました。南郷地域のセンターは、障害者日中活動支援施設「のぎく」内に配置し、定期的に美里町生き生きセンターにおいて移動相談を行っています。

また、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、どこでも同じように相談支援が行えるよう、困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

### 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

### 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

### 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託し、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。また、要約筆記奉仕員派遣事業は、大崎圏域内で活動している団体に委託し、派遣依頼があった場合には今後も連携して対応し、意思疎通支援の充実を図ります。

### 日常生活用具給付事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

### 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障害特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障害のある人の社会参加を促進します。

### 地域活動支援センター（必須事業）

障害のある人の日中の居場所づくりを促進し、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障害特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

### 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障害のある人を訪問し、入浴できるよう支援する事業であり、近年は利用がみられない状況にありますが、町内の訪問入浴サービスを行う介護保険事業所の登録、利用希望者の把握と適切なサービス提供に努めます。

### 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障害者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。現在は町内3か所の登録事業所を中心にサービスを行っています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につがるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

### スポーツ・レクリエーション教室等開催（任意事業）

町の障害者福祉協会のスポーツ活動を支援し、会員相互の交流、体力増強、社会参加を促進します。



## 第7章 第1期障害児福祉計画

### 1 障害児福祉計画について

---

平成28年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から市町村及び都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられます。

市町村障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

#### (1) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援等を行います。

#### (2) 発達障害者支援の一層の充実

- ・ 発達障害者支援センターの設置等の適切な配慮を行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援を創設します。

居宅訪問型児童発達支援：  
外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス

## 2 第1期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子どもを支援する療育拠点としており、同園は平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、現在の児童発達支援センターに移行しました。

今後も、同園がセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	数値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li> <li>・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」が児童発達支援センターとして保育所等訪問支援を実施しています。

今後も、実施機関、母子保健部門、幼稚園・保育所、教育委員会等と緊密な連携により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> </ul>

### (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、大崎圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、連携を図りながら、平成32年度末までに事業所を1か所確保します。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	国の指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支及び放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li> <li>市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、大崎圏域内の市町で連携して協議の場を設け、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	圏域で設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</li> <li>市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない。</li> </ul>

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりの推進を担うコーディネーターを1名配置します。

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	圏域で1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</li> </ul>

[ 第1期見込み量の設定 ]

項目	単位	第1期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数(実人)	0	0	1

### 3 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策

#### (1) 障害児通所支援(1か月当たりの利用見込み)

##### 放課後等デイサービス

##### [ サービス概要 ]

事業名	内容
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

##### [ 現状の利用状況・第1期のサービス見込み量の設定 ]

平成29年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、利用人数、利用日数ともに、増加推移となっており、特に実績と計画値との比較では、利用日数が計画値をやや上回る推移となっています。

1人当たり見込み利用量は、各年度で増加しており、平成29年度における1か月の利用日数は、1人当たり18.3人日/月となっています。

項目	単位	第1期						
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
放課後等 デイサービス	計画値	利用人数 (実人/月)	14	13	14	13	15	17
	実績		8	6	11			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	127	118	127	238	275	311
	実績		98	108	201			
1人当たり見込み利用量	人日/月	12.3	18.0	18.3	18.3	18.3	18.3	

利用実績は平成27～28年度は3月末、平成29年度は6月末現在

##### [ 見込み量の設定 ]

平成30年度から平成32年度までの利用人数の見込みについては、第4期障害福祉計画の推移を踏まえ、各年度2人増を見込んでいます。

平成30年度から平成32年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(18.3人日/月)を掛けて算定しました。

##### [ 見込み量確保の方策 ]

放課後等デイサービスについては、現在町内にサービス提供事業所がないため、身近な地域で利用できるよう、利用ニーズの把握に努め、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

サービス提供事業所と連携し、障害のある子ども達の放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保します。

### 児童発達支援

#### [ サービス概要 ]

事業名	内容
児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

#### [ 現状の利用状況・第1期のサービス見込み量の設定 ]

##### ( 児童発達支援 )

児童発達支援については、平成 29 年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、利用人数、利用日数ともに、平成 29 年度に減少していますが、実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに、計画値を上回る推移となっています。

1 人当たり見込み利用量は、各年で増減がみられますが、増加傾向にあり、平成 29 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 16.3 人日/月となっています。

##### ( 医療型発達支援 )

医療型児童発達支援は、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、検討していく必要があります。

項目	単位	第1期						
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
児童発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	5	5	4	8	9	10
	実績		6	8	6			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	87	87	69	130	147	163
	実績		95	114	98			
1 人当たり見込み利用量	人日/月	15.8	14.3	16.3	16.3	16.3	16.3	
医療型発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0			
1 人当たり見込み利用量	人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

項 目	単 位				第 1 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援 ( 新 規 )	計 画 値	利用人数 (実人/月)				0	0	1
	計 画 値	利用日数 (人日分/月)				0	0	1
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量		人日/月				0.0	0.0	1.0

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

児童発達支援は、第 4 期障害福祉計画の推移を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの利用人数を 1 人増と見込んでいます。利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（16.3 人日/月）を掛けて算定しました。

医療型発達支援は、第 4 期の推移を踏まえ、0 人を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度からの新たなサービスであり、計画期間においては、平成 32 年度に 1 人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（1.0 人日/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

児童発達支援は、障害児や発達障害のある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

保育所等訪問支援

[ サービス概要 ]

事 業 名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

[ 現状の利用状況・第 1 期のサービス見込み量の設定 ]

平成 29 年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、第 4 期障害福祉計画の利用実績がない状況ですが、今後の提供体制について、検討していく必要があります。

項 目	単 位				第 1 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
保育所等訪問支援	計画値	利用人数	2	2	2	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	4	4	2	1	1	1
	実績	(人日分/月)	0	0	0			
1 人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

第 4 期障害福祉計画の利用実績はありませんが、計画期間において、各年度 1 人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（1.0 人日/月）を掛けて算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

子育ての支援は障害の有無に関わらず、国・県・町の重要課題です。特に障害のある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要と考えます。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

( 2 ) 障害児入所支援（1 か月当たりの利用見込み）

[ サービス概要 ]

事 業 名	内 容
障害児入所支援 (福祉型児童入所支援・ 医療型児童入所支援)	障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障害児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

[ 現状の利用状況・第 1 期のサービス見込み量の設定 ]

障害児入所支援は宮城県が実施主体となっているため、計画値を設定していませんが、計画期間における利用者は 0 人となっています。

項 目	単 位				第 1 期			
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	
福祉型児童入所支援	計画値	利用人数	-	-	-	-	-	-
	実績	(実人/月)	0	0	0			
福祉型児童入所支援	計画値	利用日数	-	-	-	-	-	-
	実績	(人日分/月)	0	0	0			

利用実績は平成 27～28 年度は 3 月末、平成 29 年度は 6 月末現在

[ 見込み量の設定 ]

現在の利用状況を踏まえ、計画期間の利用は0人を見込みます。

[ 見込み量確保の方策 ]

引き続き、町内の利用ニーズの把握に努め、町内及び県内自治体との広域的な調整によりサービスを確保します。

(3) 障害児相談支援(1か月当たりの利用見込み)

[ サービス概要 ]

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

[ 現状の利用状況・第1期のサービス見込み量の設定 ]

平成29年度現在、町内2事業所のほか、大崎圏域内のサービス提供事業所より、提供されています。

利用状況は、平成28年度以降、計画値を上回る利用実績となっています。

項 目	単 位				第1期		
		平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
障害児相談支援	計画値	4	4	4	6	7	8
	実績	1	9	5			

利用実績は平成27~28年度は3月末、平成29年度は6月末現在

[ 見込み量の設定 ]

平成30年度から平成32年度までの利用人数の見込みについては、第4期障害福祉計画の推移を踏まえ、各年度1人増として算定しました。

[ 見込み量確保の方策 ]

計画相談支援については、平成30年度からの見込み量については、実際のサービス対象者数とし、現在の障害児が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進における連携

---

#### (1) 県及び大崎圏域での連携

県及び大崎圏域内の市町と連携を図りながら、障害福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

#### (2) 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員の障害のある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

#### (3) 地域自立支援協議会との連携

障害のある人が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、地域自立支援協議会を地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置付け、相談支援事業所と連携し、より効果的に運営します。

#### (4) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

障害のある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

#### (5) 住民や地域活動団体等との連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の障害への理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会等とも連携を図り、生活支援や障害に関わる特性などの理解を深めます。

## 2 計画の進行管理

---

### (1) 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、平成 32 年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCA の構築に努めます。

### (2) 成果目標と活動指標について

#### 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第 5 期美里町障害福祉計画における成果目標の設定」、及び「第 1 期美里町障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

#### 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

## 3 計画の普及・啓発

---

本計画内容について広報等での普及・啓発を行い、周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障害への理解、計画の普及・啓発を行います。

# 資料編

## 資料1 策定経過

(策定期間：平成29年7月～平成30年3月)

開催日時	内容	備考
平成29年7月20日	第1回策定委員会	委嘱状の交付 町長あいさつ 委員紹介及び事務局紹介 会長及び副会長の選任について 協議事項 (1) 策定委員会の運営について (2) 美里町障害者計画の策定方針について (3) 町民向けアンケート調査について
平成29年8月	アンケート調査実施	
平成29年10月5日	第2回策定委員会	協議事項 (1) 第4期美里町障害福祉計画の進捗状況について (2) アンケート調査結果について
平成29年11月30日	第3回策定委員会	協議事項 (1) 第3期美里町障害者計画、第5期美里町障害福祉計画及び第1期美里町障害児福祉計画(素案)について
平成29年12月8日～平成30年1月12日	パブリックコメント	意見：0件
平成30年1月25日	第4回策定委員会	協議事項 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第3期美里町障害者計画、第5期美里町障害福祉計画及び第1期美里町障害児福祉計画(案)について

## 資料2 策定委員会

---

### 美里町障害者計画等策定委員会条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 51 号

#### (設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)の策定に当たり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、美里町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく施策の推進に関すること。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域住民の組織に所属する者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたる者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町課設置条例(平成18年美里町条例第6号)第2条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月14日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表障害者計画策定委員会条例の部中「障害者計画策定委員会」を「障害者計画等策定委員会」に改める。

(障害児福祉計画の準備行為としての諮問に係る調査審議等)

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)附則第10条の規定による障害児福祉計画の作成の準備として改正法の施行日前の町長からの諮問に応じて行う障害児福祉計画の策定に係る調査審議及び答申は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

策定委員会委員名簿

策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	団体名	備考
1	笠松 清	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	会長
2	黒沼 篤司	美里町民生委員児童委員協議会	副会長
3	石川 芳民	美里町障害者福祉協会	委員
4	高山 由起夫	社会福祉法人 矢本愛育会 障害者日中活動支援施設のぎく	委員
5	横山 眞和	遠田郡医師会	委員
6	須田 明美	南郷手をつなぐ会	委員
7	岩瀬 美津枝	宮城県北部保健福祉事務所	委員
8	村上 真由美	宮城県立支援学校小牛田高等学園	委員

(任期：平成 29 年 7 月 20 日～平成 30 年 3 月 31 日)

## 資料3 用語解説

---

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### あ行

#### 医療的ケア児

医師の許可、医師や看護師の指導支援体制の下、本人や家族などが治療目的ではなく、生活援助を目的として行う「たんの吸引」や「経管栄養」などの行為を必要とする子どものこと。

### か行

#### 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

#### 共生社会

障害者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成をめざすもの。

#### 協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いている。

#### 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来たすこと。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、外見上は障害が目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもある。

#### 合理的配慮

障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められている。

## さ行

### 試行雇用（トライアル雇用）制度

事業主が最長3か月の試行雇用を行う、就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある人の相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指す制度。

### 市町村障害者計画

障害者基本法に基づき、市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。

### 市町村障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

### 市町村障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

### 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

### 自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の1つ。

現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合がある。（知的障害を伴わない場合を特に高機能自閉症と呼ぶ。）

### 手段的日常生活動作（IADL）

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

### 手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

### 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害のある人や事業主に対して雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助をを実施する制度。

### 障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## 障害者虐待防止法

障害者に対する虐待は「障害者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障害者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障害者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めている。

## 障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。

## 成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度がある。

## 生活の質（QOL）

障害福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上という意味で用いられる。

## た行

### 地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障害福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組み。

### 地域自立支援協議会

障害のある人等、障害のある子どもの保護者又は介護者と市町村、サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。

### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

発達障害者支援法による発達障害の1つ。原因は不明であるが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患といわれている。

## 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。

## 特別支援学校

障害のある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

## な行

### 難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

### 日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

### ネットワーク

網の目のようにつくった組織、系列、つながりそのものを意味する。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられる。

### ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

## は行

### 発達障害

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを発達障害として挙げている。

### 避難行動要支援者

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

## バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では段差等による移動の困難が生じないように配慮された住宅などのハード面だけではなく、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

## 福祉的就労

障害者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために、障害福祉サービス事業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

## 福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための避難所のこと。

## ま行

### モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

## や行

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

### 要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳する人のこと。

## ら行

### ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表す段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分される。

### 療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

## 療育手帳

知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳であり、障害の程度によってAとBに区分される。

## レスパイト

「休息、息抜き」を意味し、障害のある人を介護・療育する家族等に、その負担軽減のために、一時的な休息等を提供するためのサービスのこと。

第3期 美里町障害者計画  
第5期 美里町障害福祉計画  
第1期 美里町障害児福祉計画

---

発行：平成30年3月

編集・発行：美里町 健康福祉課

〒987-0004

宮城県遠田郡美里町牛飼字新町51番地

電話：0229-32-2946 FAX：0229-32-2942

町ホームページ：http://www.town.misato.miyagi.jp